

## 【施策19】 住環境

～暮らしやすく快適な住環境を備えたまち～

- ◆展開方向01 市民自らが住環境や住まいに関心を持ち、快適に安心して暮らせるまちづくりに積極的にかかわっていただける環境づくりを進めます。
- ◆展開方向02 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組みます。

展開方向01	1 都市美形成関係事業費	259
	2 都市美形成計画関係事業費	261
	3 すまい・まちづくり促進事業費	263
	4 花と緑のまちづくり推進事業費	265
	5 尼崎緑化公園協会補助金	267
	6 すまいづくり支援・情報提供事業費	269
	7 分譲マンション実態調査事業費	271
展開方向02	1 都市計画関係事業費	273
	2 都市計画市民参画促進事業費	275
	3 開発指導関係事業費	277
	4 屋外広告物関係事業費	279
	5 建築物耐震化促進事業費	281
	6 空家対策推進事業費	283
	7 住宅貸付金収納事業費	285
	8 特定優良賃貸住宅供給促進事業費	287
	9 環境モデル都市 住宅エコリフォーム助成事業費	289
	10 分譲マンション共用部分バリアフリー化助成事業費	291
	11 建築指導関係事業費	293
	12 公園整備事業費(債務負担分を含む。)	294
	13 臨海西部地区公園整備事業費	295
	14 公園維持管理事業費(経済環境局分)	296
	15 公園維持管理事業費(都市整備局分)	297
	16 有料公園施設管理運営事業費	298
	17 特定公園等指定管理者管理運営事業費	299
	18 有料公園施設整備事業費	300
	19 市営住宅維持管理事業費	301
	20 市営住宅維持整備事業費	302
	21 特別賃貸住宅管理事業費	303
	22 市営住宅指定管理者管理運営事業費	304
	23 指定管理関係経費(市営住宅管理センター)	305
	24 市営住宅建替事業費(債務負担分を含む。)	306
	25 市営住宅耐震診断事業費	307
	26 市営住宅エレベーター設置事業費	308
	27 富松住宅維持管理事業費	309
	28 富松住宅指定管理者管理運営事業費	310

(このページは白紙です)

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	都市美形成関係事業費	8T21	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	景観法、尼崎市都市美形成条例		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市都市美形成計画(評価:無)		款	40 土木費
事業開始年度	昭和61年度		項	30 都市計画費
施策	19 住環境		目	05 都市計画総務費

施策の展開方向	(19-1) 市民自らが住環境や住まいに関心を持ち、快適に安心して暮らせるまちづくりに積極的にかかわっていきける環境づくりを進める。		
局	都市整備局	課	開発指導課
所属長名	樋上 喜宏		

①事業概要

事業実施趣旨	建築物や緑化等は、都市美形成上重要な要素であり、特に大規模なものは景観に配慮した優れたデザインとなるよう誘導する必要がある。また、都市美形成を推進するため、優れた景観資源を守り育てることが大切であり、そのために市民や事業者の理解を得る必要がある。
対象(誰を・何を)	市民、事業者
求める成果(どのような状態にしたいか)	誇りと愛着を持てる、活力のある美しいまちを目指す
事業概要	都市美形成計画に基づき、届出制度や都市美形成地域指定などの都市美形成を図るための施策を実施するとともに、都市美審議会等の意見を聴きながら都市美行政の推進に向けた企画調整を行う。
実施内容	<p>【法定】</p> <p>●景観法に基づく届出 一定規模以上等の建築物や工作物の新築又は増築、改築若しくは移転、外観の一面の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更に対し、届出により都市美誘導基準に適合するよう助言・指導する。届出件数:75件 また、寺町都市美形成地域内の全ての建築行為等に対しても、届出により都市美誘導を図り、歴史的景観を保全するよう助言・指導する。届出件数:1件</p> <p>【法定外】</p> <p>●都市美アドバイザーチーム会議 一定規模以上等の建築物等のうち特に重要なものに関し、会議等で事業者や設計者に助言・指導を行うとともに、都市デザインのあり方やガイドライン等についての調査研究を行う。開催回数:22回 ●都市美審議会 第9回まちかどチャタリング賞についての最終選考を行った。</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	552	534	574	
旅費	27	10	30	職員旅費
需用費	22	21	34	事務用品等
委託料	497	499	500	都市美に係る業務委託
負担金補助金及び交付金			10	会費
その他	6	4		使用料
人件費 B	18,742	17,395	16,227	
職員人工数	1.99	2.10	1.75	
職員人件費	15,771	16,796	13,883	
嘱託等人件費	2,971	599	2,344	
合計 C(A+B)	19,294	17,929	16,801	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	19,294	17,929	16,801	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	都市美アドバイザーチーム会議で助言・指導した件数(事業の性質上、効果の数値化が困難なため)					単位	件				
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	50	27年度	64	28年度	75
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
都市美アドバイザーチーム会議を概ね月2回開催し、事業者や設計者に助言・指導を行うことにより都市美誘導が図られている。											

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	都市美は、市民共有の財産であり、公共空間だけでなく、市民や事業者の協力や理解を得て、民間建物の外観や塀、緑化などの都市美形成を図ることや景観資源の保全などを行う必要がある。大規模な建築物等に対する届出に対して、窓口や都市美アドバイザーチーム会議で事業者と協議を行い、都市美の形成・誘導を行っており、その積み重ねが市内の各地で成果を現している。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直し必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、法律や条例に基づき、都市美形成を図るための施策等を行政が実施するものであり、受益者負担を求めることは適当ではない。
----------------	--	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	景観法に基づき届出に対して指導等を行っていることや景観アドバイザー会議制度については、阪神間の主な各市(伊丹市、西宮市、宝塚市、三田市、芦屋市)において条例等を定めて実施しており、概ね同水準である。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	景観法等に基づく行政による助言・指導や企画調整業務が主である。ただし、都市美誘導を効果的に行うためのデザイン図やガイドラインの作成は、委託している。																									
委託等の可能性																											
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像			○			内容	市民や事業者の理解を得て協働で都市美形成の推進を行う必要がある。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状				●																							
将来像			○																								

⑧総合評価

総合評価	維持	これまでの取組みにより、都市美形成に関して一定の成果を得ており、継続した取組みを行うことによって成果を拡げる必要がある。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	平成23年度には景観法に基づき尼崎市都市美形成計画を策定し、平成24年度から新たな届出基準や誘導基準を基に、指導・助言を行い、都市美形成に向けた取り組みを積み重ねている。今後も、景観に配慮した建築物等の形成を進めるとともに、将来、その周辺の建築計画へ波及効果をもたらすことで、本市全体の都市景観の向上につなげていく。さらに、まちかどチャタリング賞を受賞した建物や活動のPRなど、都市美形成の啓発を進め、市民意識の醸成と本市の魅力の向上を図る。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	都市美形成計画関係事業費	8T25	事業分類	ソフト事業
根拠法令	景観法、尼崎市都市美形成条例		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市都市美形成計画		款	40 土木費
事業開始年度	昭和61年度		項	30 都市計画費
施策	19 住環境		目	05 都市計画総務費

施策の展開方向	(19-1) 市民自らが住環境や住まいに関心を持ち、快適に安心して暮らせるまちづくりに積極的にかかわっていきける環境づくりを進める。		
局	都市整備局	課	開発指導課
所属長名	樋上 喜宏		

①事業概要

事業実施趣旨	都市美の形成に著しく寄与すると認められる優れた建築物等や活動を表彰することにより、都市美に対する市民意識の高揚及び都市全体と地域それぞれの魅力の向上を図る。
対象(誰を・何を)	市民・事業者
求める成果(どのような状態にしたいか)	都市美に対する意識の高揚と、都市全体と地域それぞれの魅力の向上を図る。
事業概要	うるおいのある美しいまちづくりに市民と協働で取り組むため、都市美に対する市民の意識の高揚と、都市全体と地域それぞれの魅力の向上を図ることを目的として、「まちかどチャームング賞」として都市美の形成に著しく寄与すると認められる優れた建築物等や活動に対して表彰する。
実施内容	<p>●まちかどチャームング賞                      尼崎市に立地する建築物等(建築物、工作物、緑化、広場等)や尼崎市内での活動を対象とし、都市美形成に著しく寄与するものを表彰する。                      今回の第9回「まちかどチャームング賞」の表彰は、市制100周年記念事業と位置付け、受賞部門を拡充し実施した。                      表彰式では受賞した建築物等や活動への表彰と紹介・講評の他、記念講演会や過去の受賞建築物等のパネル展示なども併せて行った。                      &lt;第9回まちかどチャームング賞&gt;                      ・募集期間：平成28年5月16日～7月15日                      ・応募総数：132件                      ・選考過程：(一次選考)尼崎市都市美アドバイザーチーム会議、(最終選考)尼崎市都市美審議会                      ・受賞件数：(まちなみ建造物部門) 1件                      (まちかどスポーツ部門) 3件                      (都市美形成活動部門) 4件                      (市制100周年記念 産業のまち部門) 2件                      ・表彰式：平成28年12月26日 尼崎市小田公民館 大ホールにて実施</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	0	1,459	0	
報償費		656		講師謝礼、銘板設置
需用費		772		印刷製本費、消耗品等
役務費		21		筆耕料
使用料及び賃借料		10		会場使用料
人件費 B	0	4,799	0	
職員人工数		0.60		
職員人件費		4,799		
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	0	6,258	0	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	0	6,258	0	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	まちかどチャームング賞への応募件数					単位	件				
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	—	27年度	—	28年度	132
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
前回開催時より3倍の応募件数であり、都市美の啓発効果はあったと考えられる。											

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	都市美の形成に著しく寄与している優れた建築物等や活動を表彰し、市民等へ周知することにより、都市美に対する市民意識の高揚や都市全体と地域それぞれの魅力の向上を図り、シビツプライフにつなげていく必要がある。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、都市美に対する意識の高揚及び都市魅力の向上を図るため行政が実施するものであり、受益者負担を求めることは適当でない。
-----------------	--	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	兵庫県下各市(伊丹市、西宮市、神戸市、姫路市)でも、類似の目的を持った表彰を3～5年に一度行っている。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	都市美に関する市民意識の高揚や市全体及び地域それぞれの魅力の向上を図るといった目的に対する段階的な取り組みとして、全市的な事業の広報や各団体を通じた応募の働きかけ、作品の公正な審査・発表という事業実施全般において、現在は市が直接実施していくべきである。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状			●			将来像			○			内容 市民や事業者の理解を得て協働で都市美形成の推進を行う必要がある。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状			●																							
将来像			○																							

⑧総合評価

総合評価	維持	市民・事業者の協力を得ながら、うるおいのある美しいまちづくりを進めるために継続して取り組む必要がある。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	本市における都市美の魅力を総合的にPRする観点から、今後は民間のものだけでなく公共施設等の受賞部門の追加も含め、より効果的な啓発となるよう、次回の開催に向けて検討を進めていく。また、今回受賞した建築物等の情報発信を今後も積極的に行い、さらなる市民意識の高揚と本市魅力の向上を図っていく。
--------	---

# 平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	すまい・まちづくり促進事業費	8U1K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市住環境整備条例、まちづくり協議会助成要綱		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	40 土木費
事業開始年度	昭和60年度		項	30 都市計画費
施策	19 住環境		目	10 調査費

施策の展開方向	(19-1) 市民自らが住環境や住まいに関心を持ち、快適に安心して暮らせるまちづくりに積極的にかかわっていきける環境づくりを進める。		
局	都市整備局	課	都市計画課、市街地整備課
所属長名	相馬 美津子、久保田 隆弘		

## ①事業概要

事業実施趣旨	日常生活の基盤となる住環境について、住民の思いが、将来に渡り現在の環境を保全していきたいとする地域やより良い環境に改善していきたいとする地域があり、こうした地域住民のニーズを踏まえたまちづくりを進めていく。
対象(誰を・何を)	市街化区域全体、住民等
求める成果(どのような状態にしたいか)	地域住民のニーズや地域の特性を踏まえた、まちづくりを推進する。
事業概要	ありたいまちを目指した、地域住民等によるまちづくり計画の策定を支援するため、専門的かつ技術的なアドバイスを行うため専門家を派遣するほか、まちづくり協議会への活動助成を行う。
実施内容	<p>まちづくり協議会に対する支援活動                      &lt;地区名&gt;                      ・下坂部川出地区                      ・塚口北地区                      ・戸ノ内北・南地区</p> <p>&lt;平成28年度 実績&gt;                      ・まちづくり委員会及び総会の開催                      ・広報誌の発行                      ・住宅市街地総合整備事業に係る定例会合開催(戸ノ内北・南地区のみ)                      ・地区計画地元案に係るアンケート及び説明会の実施(下坂部川出地区、塚口北地区のみ)                      ・地区計画に係る市長への提案(下坂部川出地区)</p>

## ②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	1,676	995	1,200	
委託料	1,436	864	900	すまい・まちづくり専門家派遣事業費
負担金補助及び交付金	240	131	300	まちづくり協議会助成金
人件費 B	6,498	3,839	4,455	
職員人工数	0.85	0.48	0.56	
職員人件費	6,498	3,839	4,455	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	8,174	4,834	5,655	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	8,174	4,834	5,655	

## ③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	地区計画等策定件数(成果指標の設定が困難なため、活動指標を設定)					単位	件				
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	28	27年度	28	28年度	28
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		平成28年度は、下坂部川出地区及び塚口北地区において地区計画の策定支援を行った。(平成29年度に策定(都市計画決定)できる予定である。)								

## ④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	日常生活の基盤となる住環境の向上については、地域住民のニーズや地域の特性を踏まえた住民主体のまちづくりを進める必要がある。本事業は、地区計画制度や平成28年度に制度化した地区まちづくりルール制度を用いて、住民主体のまちづくりを進める取り組みを市が支援するものであり、地域の特性を踏まえた円滑なルールづくり等に有効である。
---------	--

## ⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、市が関与して地区計画等の策定支援を行うものであり、受益者負担を求めることは適切でない。
-----------------	--	--

## ⑥他自治体比較

他自治体及び他国との基準比較	阪神間他都市の状況(平成28年度末地区計画数) 芦屋市(22件)、西宮市(33件)、伊丹市(11件)、宝塚市(42件)、三田市(9件)、川西市(24件)
----------------	---

## ⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	まちづくり計画の立案等においては、専門的、技術的な知識を必要とすることから、市が制度を設け、市の業務委託として専門家を派遣することとしている。また、活動助成金の交付については、市で行う事業である。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容は市が専門家を派遣しているが、将来は地域住民自らが主体となって行うべきものである。

## ⑧総合評価

総合評価	維持	今後も地域住民自身が身近な住環境に関する意識を高め、必要なルールづくりを進めていける環境を整え、住民主体によるまちづくりを促進するため支援を続けていく。
------	----	--

## ⑨改善の方向性

今後の改善策	住民主体のまちづくりに向け、住民自身の意欲の高まりや地区計画制度、地区まちづくりルール制度についての理解が十分図られているとは言えないことから、市民意識の醸成及び本制度の周知に努めていく。
--------	--

# 平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	花と緑のまちづくり推進事業費	8W2A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—		会計	01 一般会計
個別計画	緑の基本計画(評価:無)		款	40 土木費
事業開始年度	平成8年度		項	30 都市計画費
施策	19 住環境		目	25 公園費

施策の展開方向	(19-1) 市民自らが住環境や住まいに関心をもち、快適に安心して暮らせるまちづくりに積極的にかかわっていきける環境づくりを進める。		
局	都市整備局	課	公園計画・21世紀の森担当
所属長名	金子 智子		

## ①事業概要

事業実施趣旨	緑豊かなまちづくりを進めることは住環境の改善をはじめ、まちの活性化等の面で重要であるため、市民憲章にも謳われているとおり、緑化に係る市民参加を推進する。
対象(誰を・何を)	市民・市民ボランティア
求める成果(どのような状態にしたいか)	まちを花と緑で美しく彩ることで、本市のイメージアップを図る。また、市民の緑化意識の高揚及び浸透を図ると共に、花づくりを通じた協働のまちづくりの一環としてコミュニティの醸成にも資する。
事業概要	緑の相談所等で緑化普及啓発を行い、市民の緑化意識の高揚を図ると共に、市民ボランティア等が企画・実施する「街なみ街かど花づくり運動」や「花のまちあまがさきチューリップ」を支援する。
実施内容	<p>【街なみ街かど花づくり運動】</p> <p>街かどに花を飾り、尼崎市のイメージアップを図り、住み続けたい魅力ある街なみにするため、花苗を育成し身近なスペースに花壇を造成管理する市民ボランティア組織「尼崎花のまち委員会」の活動が円滑に推進できるよう(公財)尼崎緑化公園協会に委託している。平成26年度から体験型花壇講習会を実施し、より気軽に花づくりに参加できる場を提供している。</p> <p>(市民ボランティア会員推移)</p> <p>平成28年度:137グループ(737人)個人会員15人、合計752人、準会員2人          平成27年度:139グループ(775人)個人会員15人、合計790人          平成26年度:139グループ(826人)個人会員22人、合計848人          平成25年度:135グループ(765人)個人会員21人、合計786人</p> <p>【花のまちあまがさきチューリップ運動】</p> <p>身近な花であるチューリップを市民・事業者・行政がそれぞれの立場で植栽し花への関心を高め、花のまち尼崎のイメージを内外に発信する。</p> <p>【チューリップ運動東日本大震災被災地復興支援事業】</p> <p>寄付により宮城県気仙沼市にチューリップを植栽し、気仙沼市民を元気づけ復興に向けて支援する。</p> <p>【緑の普及啓発事業】</p> <p>(公財)尼崎緑化公園協会に緑の相談所の運営を委託し、緑化普及啓発を行っている。平成26年度から緑化相談業務を上坂部西公園1箇所に集約し中央公園パークセンターは情報発信に特化した。</p>

## ②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	83,468	83,462	81,911	
需用費	136	66	87	ガソリン代、消耗品等
委託料	82,942	82,994	81,407	街なみ街かど花づくり運動等
旅費	212	216	221	職員旅費
使用料及び賃借料	11	15	16	レンタカー使用料
その他	167	171	180	緑化保険等
人件費 B	7,212	6,398	6,480	
職員人工数	0.91	0.80	0.81	平成26年度より「緑の緑化普及啓発事業費」を統合
職員人件費	7,212	6,398	6,416	
嘱託等人件費			64	
合計 C(A+B)	90,680	89,860	88,391	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金	18	20	18	県民まちなみ緑化事業市町業務委託金
市債				
その他	1,426	4,299	1,582	緑化基金繰入金
一般財源	89,236	85,541	86,791	

## ③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	活動グループ数(成果指標の数値化が困難なため、活動指標を設定)							単位	グループ	
目標・実績	目標値	144	達成年度	28年度	26年度	139	27年度	139	28年度	137
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 平成25年度より、前年度の5グループ増加を目標としている。H28は137グループで前年と比べ2グループ、会員数は64名減少しているが、新たに準会員を2人登録している。									

## ④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	市民ボランティアにより花であふれた街なみを形成することは、本市のイメージアップにつながるだけでなく、市民にとっても自分たちが育てた花苗が街の花壇を飾ることは尼崎市に愛着を持つことにもつながり、緑化活動には有効である。緑の普及啓発によって街なみ街かど花づくり運動に参加するボランティアは非常に重要な役割を担っており、必要不可欠な存在である。
---------	---

## ⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、市民自らが無償ボランティアでまちの緑化活動を行っているものであり、受益者負担を求めることは適正でない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

## ⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間や近隣他都市では、ある程度大きく育った苗をボランティアに配布しボランティアが街なみに花を植えていくという活動はしているが、「尼崎花のまち委員会」のように種蒔きから花壇づくりまでトータルに花づくりに関わっている無償ボランティアは本市以外は事例がない。
---------------	---

## ⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	事業の運営は、(公財)尼崎緑化公園協会に委託している。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状		●				将来像		○				内容	市民・市民ボランティアへ緑化の専門的知識を提供することによって、市民活動の推進を図っていく。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状		●																									
将来像		○																									

## ⑧総合評価

総合評価	維持	「街なみ街かど花づくり運動」に参加する市民ボランティアにより、花であふれた街なみを形成することは、本市のイメージアップにつながるだけでなく、市民にとっても自分たちが育てた花苗が街の花壇に飾ることで、尼崎市に愛着を持つと共に花づくりを通じたコミュニティの醸成にも繋がる。体験型花壇講習会や新たに「未来いまカラダポイント事業」に登録をするなど、緑化活動に非常に重要な役割を担う市民ボランティアの人口を増加させ、緑化を推進していく。
------	----	---

## ⑨改善の方向性

今後の改善策	高齢化により退会する市民ボランティアの歯止めをかける手法や、新たな市民ボランティアを増やしていく方策として、体験型花壇講習会や「未来いまカラダポイント事業」以外にも、多様な方法により引き続き緑に関わる人口を増やし、緑化普及に繋げていくよう検討していく。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	尼崎緑化公園協会補助金	8W51	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	—		会計	01 一般会計
個別計画	緑の基本計画(評価:無)		款	40 土木費
事業開始年度	昭和61年度		項	30 都市計画費
施策	19 住環境		目	25 公園費

施策の展開方向	(19-1) 市民自らが住環境や住まいに関心を持ち、快適に安心して暮らせるまちづくりに積極的にかかわっていきける環境づくりを進める。		
局	都市整備局	課	公園計画・21世紀の森担当
所属長名	金子 智子		

①事業概要

事業実施趣旨	尼崎市緑化基金の一部を(公財)尼崎緑化公園協会へ補助金として交付し、民有地の緑化事業やイベント等の緑化普及啓発事業の推進を図っていく。
対象(誰を・何を)	市民・市内全体
求める成果(どのような状態にしたいか)	市内における緑の保全、緑化普及啓発事業の推進を図る。
事業概要	(公財)尼崎緑化公園協会に、尼崎緑化基金の一部を補助金として交付し、生垣等助成、保護樹木等保護助成などの民有地緑化、花と緑のイベント等による緑化普及啓発事業の推進を図る。
実施内容	<p>【実施内容】</p> <p>尼崎市緑化基金の一部を(公財)尼崎緑化公園協会へ補助金として交付し、民有地の緑化事業やイベント等の緑化普及事業の推進を図っていく。</p> <p>【事業内容】</p> <p>(1) 民有地の緑化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護樹木等保護行為助成金 助成件数:4件</li> <li>・生垣等設置助成金 助成件数:1件</li> </ul> <p>(2) 緑化普及啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・春の花と緑のフェスティバル(市制100周年を記念した植樹やバラの新品種の開発、緑化関係団体による催しや展示会等)</li> <li>・尼崎さつき祭(尼崎臈月協会会員が育成したさつき盆栽の展示販売や一般からの作品出展、新花の名付け親投票、見所ガイド、表彰等)</li> <li>・尼崎さく祭(尼崎市菊花協会会員が育成した菊花の展示販売や一般からの作品出展、小学生による菊の写生会、草花の販売、菊に関するクイズ、見所ガイド、表彰等)</li> </ul>

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	3,159	11,721	3,159	
負担金補助及び交付金	3,159	11,721	3,159	尼崎緑化公園協会補助金 H28決算 人件費補助金8,562千円含む
人件費 B	872	880	928	
職員工数	0.11	0.11	0.12	
職員人件費	872	880	928	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	4,031	12,601	4,087	
○の財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	3,159	3,159	3,159	緑化基金運用収入・緑化基金繰入金
一般財源	872	9,442	928	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	保護樹木本数(成果指標の数値化が困難なため、活動指標を設定)							単位	本	
目標・実績	目標値	65	達成年度	27年度	26年度	65	27年度	65	28年度	64
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成でまず <input type="checkbox"/> 下回った									
倒木の危険がある一本を保護樹木の指定を解除したが、それ以外は維持することができた。また、例年の緑化イベントに加え、市制100周年を記念した催物を行い、来場者にイベントの主旨をPRすることができた。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	次世代に向けて緑にあふれた明るく豊かでうおいのある街づくりのため、尼崎市緑化基金の一部を活用し、緑の保全等に取り組む必要がある。 (公財)尼崎緑化公園協会の設立趣旨は、市民が一体となって花と緑を育て、明るく豊かで潤いのある町づくりを推進することであり、緑化に関して専門的知識を有する当該法人へ補助金を交付することにより実施される各種緑化事業は、本市の緑化普及啓発の推進に寄与するものである。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国の基準比較	阪神間他都市で比較した場合、西宮市や宝塚市で助成を行っている一方、伊丹市や川西市のように助成を行っていない市もあり、各市の取組みが異なることから比較は難しい。
--------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	補助金交付事業は、市が行うべき事業である。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容 補助金交付事業は、市が行うべき事業である。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像					○																					

⑧総合評価

総合評価	維持	一般財源を使わずに尼崎市緑化基金の一部を活用して民有地緑化や市内の緑化普及啓発事業を実施することは有効な施策であり、今後も引き続き実施していく。季節の風物詩として定着しているイベントにおいては、一部の花だけに特化するのではなく、より幅広い層の市民が緑化や花づくり全般に興味を持つよう、効果的なものにしていく必要がある。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	(公財)尼崎緑化公園協会が実施する補助金事業(緑化普及啓発事業)については、市民ニーズや本市の実情に応じた、より効果的な事業展開を検討する必要がある。菊やさつきだけに特化するのではなく様々な企画を検討し、個々の催し物や他市の催し物と相互に連携するなど、より幅広い層に足を運んでもらい、緑に触れる機会を増やし、緑化普及に繋がるようなものにする。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	すまいづくり支援・情報提供事業費	9H3T	事業分類	ソフト事業
根拠法令	マンションの管理の適正化の推進に関する法律等		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市住宅マスタープラン2011(評価:無)		款	40 土木費
事業開始年度	平成23年度		項	40 住宅費
施策	19 住環境		目	10 民間住宅対策費

施策の展開方向	(19-1) 市民自らが住環境や住まいに関心を持ち、快適に安心して暮らせるまちづくりに積極的にかかわっていきける環境づくりを進める。		
局	都市整備局	課	住宅・住まいづくり支援課
所属長名	越智 寛		

①事業概要

事業実施趣旨	市民が安心して住み続けられるよう、少子高齢化の進行や、環境配慮、ストックの活用といった、本市の住まい・まちづくりの課題に対応するため、協働による住まい施策を広く展開する。
対象(誰を・何を)	市民・関係団体
求める成果(どのような状態にしたいか)	マンション管理セミナーについては、各マンション管理組合の主体的なマンション管理・運営を支援するとともに、尼崎市すまいづくり支援会議の実施や、住まいに関するホームページの運営については、より一層の市民への事業関与を促しながら、住まい施策の全般の推進を図る。
事業概要	マンション管理等に関するセミナーの開催やマンション管理組合ネットワークの支援を行うとともに、尼崎市の住宅政策や魅力等に関する情報について“あまがさき”に住もうネットを作成・運営し、分かりやすく情報発信する。また、尼崎市すまいづくり支援会議において、すまい・まちづくりに関する情報交換や課題解決に向けた方策を検討する。
実施内容	<p>&lt;平成28年度実績&gt;</p> <p>1 尼崎市すまいづくり支援会議の開催(4回) 市民団体・事業者・行政などによる住まいのネットワークづくりを構築するとともに、住まいに関する課題対応方策の検討。</p> <p>2 各種セミナーとマンション管理に関するネットワークづくりの支援 (1) マンション管理セミナー(3回) 適正なマンション管理運営に向けたセミナーを開催。 (2) マンション管理に関するネットワークづくりの支援 ・マンション管理組合ネットワーク(あまかんネット) 定例会(月1回) 平成25年5月に『あまかんネット』が設立され、定期的に役員会を開催。 ・マンション管理組合交流会(3回) マンション管理組合(40組合程度)による情報交換</p> <p>3 住まいに関するホームページ(“あまがさき”に住もうネット)の運用・保守 本市の住宅政策やまちの魅力等について、一元的に情報発信するサイトとして運営し、内容の更新や市民等との協働の取組みによるコンテンツ拡充業務を実施。</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	1,459	1,434	1,361	
需用費	18	16	551	消耗品費
委託料	1,296	1,296	0	住まいホームページ運用保守委託料等
報償費	111	97	631	セミナー報償費
使用料及び賃借料	33	25	63	セミナー会場費
旅費	1		116	
人件費 B	8,084	8,558	12,925	
職員人工数	1.02	1.07	1.64	
職員人件費	8,084	8,558	12,925	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	9,543	9,992	14,286	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	9,543	9,992	14,286	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	“あまがさき”に住もうネットのアクセス数							単位	人	
目標・実績	目標値	16,000	達成年度	26年度	26年度	20,355	27年度	20,385	28年度	15,064
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 平成25年4月に開設した“あまがさき”に住もうネットについては、平成28年度の閲覧件数は94%の達成率であった。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	・尼崎市すまいづくり支援会議は、市民団体・事業者・行政が連携し、住まいに関する問題解決に向けて取り組むネットワークであり、会議や日常の情報交流を通じて、新たな協働による住まい施策を構築していく必要がある。 ・マンション管理組合のネットワーク組織やセミナーでは、マンションの適正管理のための情報提供や、管理組合間の情報交換を行っており、マンションの適正な維持保全に寄与している。 ・“あまがさき”に住もうネットは、本市の住宅施策や魅力等について、情報発信することにより、尼崎市への居住・転入の促進に取り組んでいく必要がある。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	すまいづくり支援会議、“あまがさき”に住もうネット、市主催セミナーについては、市の役割として支援していくものであるため、受益者負担を求めるものではない。
-----------------	--	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	尼崎市すまいづくり支援会議は、本市が独自に進めている取組であり、住まいに関するホームページ及びマンション管理組合ネットワーク活動、マンション管理セミナーは、他都市においても事例が見られる。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	“あまがさき”に住もうネットの作成・運用においては、民間事業者による業務委託を行っている。 マンション管理組合交流会については、平成26年度からあまかんネットが主催で実施している。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	“あまがさき”に住もうネットについては、コンテンツ作成にあたり、市民等と協働の取組みを行っている。

⑧総合評価

総合評価	改善 ・尼崎市すまいづくり支援会議はネットワーク型の協働事業で、すまい・まちづくりに関する情報交換や課題解決に向けた方策を検討してきた。 ・マンション管理セミナーやマンション管理組合交流会については、毎回数多くの方が参加しており、協働の取組として進めてきた。 ・“あまがさき”に住もうネットについては、魅力ある情報をより効果的に発信するために、他所属と連携して、新たな手法やコンテンツの導入も行った。
------	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	・マンション管理セミナーについては、管理に関する情報提供を行うことにより、市として適正な管理を促してきたとともに、マンション管理組合交流会については、平成26年度から尼崎マンション管理組合ネットワーク主催で行っているが、市としても引き続き側面的な支援を継続する。 ・“あまがさき”に住もうネットについては、平成28年度をもって運営を終了した。 ・平成29年度より、DIY型賃貸住宅普及促進事業及び分譲マンションアドバイザー派遣事業を拡充して実施する。
--------	---

# 平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	分譲マンション実態調査事業費	9H3V	事業分類	ソフト事業
根拠法令	マンションの管理の適正化の推進に関する法律		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市住宅マスタープラン2011		款	40 土木費
事業開始年度	平成28年度		項	40 住宅費
施策	19 住環境		目	10 民間住宅対策費

施策の展開方向	(19-1) 市民自らが住環境や住まいに関心を持ち、快適に安心して暮らせるまちづくりに積極的にいかわっていきける環境づくりを進める。		
局	都市整備局	課	住宅・住まいづくり支援課
所属長名	越智 寛		

## ①事業概要

事業実施趣旨	市内分譲マンションの管理組合に対するアンケート調査及び実地調査を実施することで、分譲マンションを取り巻く環境と現状を把握し、分譲マンションの抱える課題に対応した支援のあり方を検討する。
対象 (誰を・何を)	市内の分譲マンション
求める成果 (どのような状態にしたいか)	築30年を超える高経年分譲マンションは約4割に達しており、今後も増加が見込まれることから、マンション管理の適正化や円滑な再生への取り組みが求められている。こうした視点から、分譲マンションを取り巻く環境と現状を把握し、分譲マンションの抱える課題に対応した支援のあり方を検討する。
事業概要	市内の分譲マンションに対して、アンケート調査及び実地調査を実施する。
実施内容	<p>【アンケート調査（659管理組合）】 （主な調査内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物・設備の状況</li> <li>・入居者の状況</li> <li>・管理組合・管理形態の状況</li> <li>・管理規約や修繕計画等の状況</li> <li>・維持管理の費用の状況</li> <li>・大規模修繕の実施状況</li> <li>・その他</li> </ul> <p>【実地調査】</p> <p>(1)現地調査(100管理組合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の劣化状況(外観目視)</li> <li>・アンケート調査の補足</li> </ul> <p>(2)ヒアリング調査</p>

## ②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	0	6,124	0	
委託料		6,124		コンサルタント委託料
人件費 B	0	3,999	0	
職員人工数		0.50		
職員人件費		3,999		
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	0	10,123	0	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
財 市債				
源 其他				
内 一般財源	0	10,123	0	
訳				

## ③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	—							単位	—		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	—	27年度	—	28年度	—
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										

## ④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	本市の分譲マンションを取り巻く環境と現状を把握する調査は必要な事業である。
---------	---------------------------------------

## ⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	当事業は調査事業であることから受益者負担には馴染まない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

## ⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	神戸市、宝塚市において実施している。
---------------	--------------------

## ⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	調査業務はコンサルタントに委託して実施した。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容	委託により、実施している。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状					●																						
将来像					○																						

## ⑧総合評価

総合評価	完了	分譲マンション実態調査の結果から、高経年物件を中心に、管理や建物の課題があると推察されるものも見られた。こうしたことから、区分所有者が自主的、積極的に管理に関わるよう、専門的な知識を有するアドバイザーの派遣事業を平成29年度から実施する。
------	----	---

## ⑨改善の方向性

今後の改善策	次年度以降も分譲マンションの適正管理に資する施策について検討していく。
--------	-------------------------------------



平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	都市計画関係事業費	8T1A	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	都市計画法、住環境整備条例		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	40 土木費
事業開始年度	—		項	30 都市計画費
施策	19 住環境		目	05 都市計画総務費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	都市計画課、開発指導課、市街地整備課、企画管理課
所属長名	相馬 美津子、樋上 喜宏、久保田 隆弘、山野 俊秀		

①事業概要

事業実施趣旨	社会経済情勢や土地利用状況の変化の中、地域の特性にあった、都市計画の企画調整及び都市計画の決定、変更等を行う。
対象(誰を・何を)	市域全体
求める成果(どのような状態にしたいか)	都市の健全な発展と秩序ある整備を図る。
事業概要	都市の健全な土地利用と秩序ある整備を図るため、都市計画の決定、変更等を行い、用途地域等の定期的見直しや都市計画図の修正等の事務を行う。
実施内容	<p>(法定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○都市計画変更関係事業 平成29年度末に予定している用途地域の見直しを進めるにあたり、現状把握及びデータ分析等により課題を抽出し、対応方策検討を行った。</li> <li>○都市計画審議会の円滑な運営(開催回数 3回) 生産緑地地区や都市計画道路等、都市計画法に基づき本審議会の議決を経て都市計画決定・変更を行った。</li> </ul> <p>(法定外)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市政資料(地図)の作成 白図の印刷を行った。</li> <li>○一般管理事業 住居表示板等の保守管理を行った。</li> </ul>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	5,028	4,730	10,449	
需用費	1,578	655	739	消耗品費、地形図印刷費等
委託料	3,305	3,961	8,789	用途地域見直し検討業務等
役務費	3	0	4	筆耕翻訳料
旅費	141	114	217	審議会委員説明に伴う旅費
その他	1	0	700	住居表示システムリース料、兵庫県都市計画協会負担金等
人件費 B	74,020	70,311	75,392	
職員人工数	10.47	9.98	10.15	
職員人件費	74,020	70,311	73,546	
嘱託等人件費	0	0	1,846	
合計 C(A+B)	79,048	75,041	85,841	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	54	80	69	市政資料等頒布収入
財源内訳 一般財源	78,994	74,961	85,772	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	都市計画審議会(等)開催回数(効果の数値化が困難であるため、活動指標を設定)					単位	回				
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	4	27年度	6	28年度	3
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	都市計画審議会等による審議により、都市計画行政の適切かつ円滑な運営が図られた。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	都市計画制度の活用を図るため、都市計画の企画立案のために必要な調査や資料作成を行う必要がある。都市計画審議会、住環境整備審議会の運営は、都市計画法や住環境整備条例に基づく事務であり、都市計画決定や条例改正に必要である。また、都市計画図の利用頻度は高く、市政資料として有効である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は市が主体となって行うべきものであり、受益者負担を求めるものではない。ただし、都市計画図(白図、総括図)については、印刷に必要な経費等を販売価格としている。
-----------------	--	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	都市計画図(白図、総括図)の販売については、阪神間他都市と販売価格の比較においてもほぼ同水準である。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	都市計画変更関係に伴う業務委託や都市計画図の作成については、既に実施しているが、都市計画審議会等の運営については、市が直接実施しなければならない。																									
委託等の可能性																											
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		内容	審議会等において市民、事業者の意見を取り入れ、都市計画行政の適正かつ円滑な運営を図っている。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状				●																							
将来像				○																							

⑧総合評価

総合評価	維持	健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保、並びに適正な制限のもとで土地の合理的な利用を図ることが必要であることから、法定事業として継続する必要がある。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	都市構造から見た土地利用の課題に対応するため、継続して都市計画基礎調査を用いたデータ分析や現地調査を通して今後の具体的規制誘導方策を検討し、もって都市計画の健全な発展と土地利用の課題解決を図っていく。
--------	--

# 平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	都市計画市民参画促進事業費	8T1G	事業分類	ソフト事業
根拠法令	都市計画法、住環境整備条例		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	40 土木費
事業開始年度	平成26年度		項	30 都市計画費
施策	19 住環境		目	05 都市計画総務費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	都市計画課
所属長名	相馬 美津子		

## ①事業概要

事業実施趣旨	協働のまちづくりを推進するため、まちづくりに対する市民・事業者の関心を高め、都市計画及び都市計画マスタープランについて周知・PRを行う。
対象(誰を・何を)	市民・事業者及び市域全域
求める成果(どのような状態にしたいか)	市民・事業者のまちづくりへの関心を高め、協働によるまちづくりを推進し、都市計画マスタープラン見直しの市民参画に繋がる人材育成を図る。
事業概要	平成26年3月に改定した尼崎市都市計画マスタープランに沿った『都市計画及び都市計画マスタープランの周知』、『市民との協働によるまちづくりの促進』、『都市計画マスタープランの進行管理』の推進を行う。
実施内容	<p>1 都市計画に関する情報提供(市民向け啓発物の印刷) 平成26年度に作成した、イラストで都市計画をわかりやすく説明した「尼崎市都市計画読本」を増刷した。 &lt;平成28年度実績&gt; 子ども向け 600部</p> <p>2 人材育成の場の提供 協働のまちづくりに対する市民及び事業者の意識の向上を図るとともに、都市計画及び都市計画マスタープランの周知を図るため、市民向けまちづくり講座を4回、子ども向けに小学校出前授業を6回(計21クラス)開催した。特に市民向けについては、これまで参加の少なかった若年層とその子ども(小学生程度)を主な対象とし、親子で学べるプログラムを企画(業務委託)することで、楽しみながら学べるよう工夫した。小学校出前授業については、小学校への周知を行い、実施回数が増加傾向にある。</p> <p>3 都市計画マスタープラン進行管理の実施 都市計画に関するデータ及び総合計画のアンケート結果等を活用し、都市計画マスタープランの進行管理を行った。次年度以降も点検結果をホームページで公表しながら、平成30年度に実施する都市計画マスタープランの中間見直しにつなげる。</p>

## ②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	856	1,872	1,044	
需用費	479	111	397	都市計画読本印刷費等
役員費	3		10	レクリエーション保険料
委託料		1,134		まちづくり講座企画・運営等業務
使用料及び賃借料	192	568	583	パソコンリース料、会場使用料
その他	182	59	54	備品購入費、報償費(謝礼)
人件費 B	9,013	6,937	11,163	
職員人工数	1.20	0.93	1.40	
職員人件費	9,013	6,937	11,163	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	9,869	8,809	12,207	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	9,869	8,809	12,207	

## ③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	出前講座・まちづくり講座等の参加人数 (効果の数値化が困難であるため、活動指標を設定)					単位	人				
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	206	27年度	291	28年度	801
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
都市計画読本などを活用し、まちづくり講座を開催することにより、都市計画について周知・PRを図ることができた。特に28年度は小学校出前授業の実施回数を増加させることができた。											

## ④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	都市計画マスタープランに掲げる、市民・事業者・行政がまちづくりに対する役割と責任を認識し、協働によるまちづくりを実現するため、ホームページや講座での都市計画の情報提供は有効であり、当該事業は必要不可欠である。また、市民向けまちづくり講座及び小学校出前授業で実施した参加者へのアンケートにおいては、「都市計画についての理解が得られた」「身近に感じた」といった意見を多く得ることができたことから、都市計画の周知につながっていると考えられ、今後とも、当該事業の推進は必要であると考えている。
---------	--

## ⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は市が主体となって行うべきものであり、受益者負担を求めるものではない。
-----------------	--	--

## ⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	都市計画に関する既存データの再整理、継続的な更新のほか、市民向けまちづくり本の作成やまちづくり講座の開催等について、他都市で実施している事例がある。 ・まちづくり講座等を実施している自治体:川西市(まちづくり出前講座)、西宮市(西宮まちづくり塾)
---------------	--

## ⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	平成28年度は市民向けまちづくり講座の企画・運営業務を委託した。都市計画の周知・PRの効果的な推進のためには、必要なイベントの開催や、外部講師を招いた講座等の開催を委託することも手法のひとつと考えられる。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像			○			都市計画のわかりやすい情報提供を行うことにより、市民・事業者が都市計画関連事業の推進及び都市計画マスタープランの見直しに参加しやすい土壌を醸成する。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状				●																						
将来像			○																							

## ⑧総合評価

総合評価	<b>維持</b>	都市計画マスタープランに掲げる協働のまちづくりを推進するために、都市計画に関する情報を十分に周知していくことは重要であり、継続する必要がある。
------	-----------	---

## ⑨改善の方向性

今後の改善策	平成28年度に企画業務を委託し、まちづくり講座のメニューが出来上がったことから、それらを活用し、参加したいと思えるような魅力ある講座を実施し、都市計画の周知・PRに努めていく。また、まちづくり講座や進行管理の結果も含め、平成30年度に実施する都市計画マスタープランの中間見直しに効果的につなげていけるよう、その手法を検討する。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	開発指導関係事業費	8T1K	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	都市計画法、住環境整備条例ほか		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	40 土木費
事業開始年度	昭和51年度		項	30 都市計画費
施策	19 住環境		目	05 都市計画総務費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	開発指導課
所属長名	樋上 喜宏		

①事業概要

事業実施趣旨	良好な住環境の形成を図るため、法令(建築基準法、都市計画法等)による規制に加え、住環境整備条例等の規程を設けて適切な開発事業等の規制・誘導に取り組んでいる。
対象(誰を・何を)	市民、事業者
求める成果(どのような状態にしたいか)	良好な住環境の形成を図り、秩序ある都市環境の実現を目指す。
事業概要	開発事業等によって生じる住環境、都市環境への影響に対して、法令等による届出・申請制度により、規制・誘導を図る。
実施内容	<p>【法定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●開発許可業務 都市計画法の開発許可制度により、無秩序な市街化を抑制し、良好な水準の市街地の形成を図る。 ・開発許可申請件数:22件</li> </ul> <p>【法定外】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●開発指導業務 住環境整備条例に基づく「大規模開発事業の構想段階での届出」及び「開発事業事前協議」並びに駐車場に係る法令に基づく届出等の制度により、建築物等の規制・誘導を行い、良好な住環境の形成を図る。 ・大規模開発構想届出件数:22件 ・開発事前協議届出件数:1,088件</li> <li>●住環境保全調整業務 住環境整備条例に基づく中高層建築物・ワンルームマンションの建築に係る紛争調整制度、環境をまもる条例に基づく「生活環境を阻害するおそれのある事業の届出」及び空地の適正管理、並びに遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例による制度により、住環境等の保全のための規制・誘導を行う。</li> </ul>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	230	1,064	276	
旅費	28	13	31	職員旅費
需用費	202	182	224	事務用品等
役務費		8	4	手数料
使用料及び賃借料		5	14	会場使用料
その他		856	3	公用車買ひ替え
人件費 B	38,447	33,491	39,479	
職員人工数	4.51	3.51	4.40	
職員人件費	35,742	28,066	34,998	
嘱託等人件費	2,705	5,425	4,481	
合計 C(A+B)	38,677	34,555	39,755	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	38,677	34,555	39,755	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	開発事前協議届出件数(事業の性質上、効果の数値化が困難なため)						単位	件			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	999	27年度	1,017	28年度	1,088
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
法令等に基づく届出・申請制度により、開発事業等によって生じる住環境、都市環境への影響に対して、規制・誘導を図ることができた。											

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	良好な住環境・都市環境の形成のためには、都市計画法に基づく開発許可制度等の他、市条例に基づく開発事業事前協議制度による公共施設整備に係る開発基準や住宅の最低敷地面積基準並びに関係住民との紛争調停制度等を活用した規制・誘導が必要である。開発事業に対する各種届出制度等による継続した規制・誘導の積み重ねの成果により、市内の住環境の改善が図られている。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	現状、開発許可申請に対する審査手数料については、条例に基づき応分の負担を求めている。
-----------------	---	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	開発事業事前協議制度等については、阪神間の主な各市(西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三田市)において制度運営されており、概ね同水準である。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	公的な規制誘導については、行政が行うべき業務である。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		民間で行われる建築活動を通して、事業者や市民の協力を得ながら、行政が主体性を持って取り組む必要がある。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状				●																						
将来像				○																						

⑧総合評価

総合評価	維持	市街地再開発事業や土地区画整理事業などの公的な面的整備と異なり、民間の開発事業を対象として良好な市街地を形成するために、今後も適切な制度の運用により規制・誘導を継続することは不可欠である。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	平成23年度に最低敷地面積基準の引き上げ等、住環境整備条例を改正し、平成27年度には、開発許可と住環境整備条例との基準の整合を図った。今後も適宜見直し等を行いながら制度運用することにより、良好な住環境の形成と秩序ある都市環境の実現につなげていく。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	屋外広告物関係事業費	8T2A	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	屋外広告物法、尼崎市屋外広告物条例		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市都市美形成計画(評価:無)		款	40 土木費
事業開始年度	平成5年度		項	30 都市計画費
施策	19 住環境		目	05 都市計画総務費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	開発指導課
所属長名	樋上 喜宏		

①事業概要

事業実施趣旨	屋外広告物は地域の景観を構成する重要な要素であるが、無秩序に掲出された屋外広告物は、まちなかの景観を損なう要因となる。このため、屋外広告物条例に基づく屋外広告物の許可や是正指導等を行っている。
対象(誰を・何を)	市民、事業者
求める成果(どのような状態にしたいか)	屋外広告物並びに屋外広告業について、規制・指導を行うことにより、地域の良好な景観形成を実現するとともに広告物の落下事故といった公衆に対する危害の防止を図る。
事業概要	屋外広告物法及び尼崎市屋外広告物条例に基づき、良好な景観形成、風致の維持及び公衆への危害の防止を目的とし、屋外広告物に係る許可事務、業の登録事務に加え、違反広告物の是正指導等を行う。
実施内容	①屋外広告物申請 許可申請件数:555件 一定規模以上の屋外広告物を掲出するためには許可が必要であり、掲出場所や広告物の種類に応じて、広告物の高さなどの基準が定められている。 ②屋外広告業登録件数 登録件数:0件 市内において、屋外広告物の表示又は設置を行おうとする者は、屋外広告業の登録が必要。従前は県に登録。平成21年度の中核市への移行に伴い、本市への登録が必要となった。 ③特例屋外広告業 届出件数:152件 兵庫県で屋外広告業の登録を受け、本市にその旨を届け出た者は、改めて本市の登録を受けることを要しないこととする制度。平成24年4月1日の尼崎市屋外広告物条例改正により施行。 ④屋外広告物は是正指導 指導件数:81件 未申請の屋外広告物や違法な屋外広告物に対して、市からは是正指導等を行う。

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	326	277	3,358	
旅費	19	12	18	職員旅費
需用費	307	265	340	ガソリン、修繕料等
委託料			3,000	屋外広告物実態調査業務委託
人件費 B	16,527	23,172	33,153	
職員人工数	1.92	2.67	3.42	
職員人件費	15,176	21,376	30,909	
嘱託等人件費	1,351	1,796	2,244	
合計 C(A+B)	16,853	23,449	36,511	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	326	280	358	屋外広告物設置許可手数料等
一般財源	16,527	23,169	36,153	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	屋外広告物許可申請件数(事業の性質上、効果の数値化が困難なため)					単位	件				
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	482	27年度	509	28年度	555
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
屋外広告物並びに屋外広告業について、規制・指導により概ね良好な景観形成が実現されている。											

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	中核市として屋外広告物法に基づき、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止の観点から、屋外広告物及び屋外広告業について規制等に取り組む必要がある。屋外広告物に関し、必要な規制・指導を行うことは、良好な景観を形成するだけでなく、適切な維持管理を促すことで、平成27年に他都市で発生した、屋外広告物の落下による人身事故のような公衆に対する危害を未然に防止することにも有効である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	現状は、屋外広告物設置許可及び屋外広告業登録の申請に対する審査手数料については、条例に基づき応分の負担を求めている。また、兵庫県、西宮市、伊丹市等の自治体の手数料と同水準となっている。
-----------------	---	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	許可事務等については、屋外広告物法で都道府県、特別区、指定都市、中核市が行うと定められている。ただし、29年度に拡充した屋外広告物の実態調査は委託。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容 是正や指導、助言などの部分は行政で行い、パトロールなどは、市民と協働で行う必要がある。

⑧総合評価

総合評価	維持	屋外広告物法に基づく中核市の事務として継続して取り組む必要がある。
------	----	-----------------------------------

⑨改善の方向性

今後の改善策	平成25年度に、自光式広告物の規制等について、屋外広告物条例施行規則を改正しており、これらを適正に運用することにより、良好な景観の形成につなげていくとともに、引き続き、未申請や違反の広告物に対し、是正指導等に取り組んでいく。さらに状況調査を進め、より実態に即した効果的な指導等を行い、都市美の向上を図る。
--------	--

# 平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	建築物耐震化促進事業費	8T33
根拠法令	建築物の耐震改修の促進に関する法律	
個別計画	尼崎市耐震改修促進計画(評価:無)	
事業開始年度	平成17年度	
施策	19 住環境	

事業分類	法定事業(裁量含む)		
会計	01 一般会計		
款	40 土木費		
項	30 都市計画費		
目	05 都市計画総務費		

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	建築安全担当
所属長名	梶井 巖夫		

## ①事業概要

事業実施趣旨	今後発生が予想される南海トラフ巨大地震等に備え、安全・安心な住まい・まちづくりに向けて、市内に存する新耐震基準施行(昭和56年)以前に着工された建築物の耐震化の促進を図る。
対象(誰を・何を)	建築物、市民、事業者
求める成果(どのような状態にしたいか)	新耐震基準施行以前に着工された建築物の耐震化を促進することで、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震等の地震による被害を軽減することができる。
事業概要	市内に存する新耐震基準施行以前の民間の住宅及び学校や病院等の災害時に拠点となりうる建築物の耐震診断費用の一部を補助することにより、耐震化を促進する。併せて、耐震化を促進するための啓発、知識の普及に向けた取組みを実施する。
実施内容	<p>1. 簡易耐震診断推進事業 住宅所有者の申込に基づき、市から耐震診断員を派遣し簡易耐震診断を実施する。 &lt;事業費負担割合&gt; 申込者が費用の1割を負担し、残りの9割を国1/2、県1/4、市1/4で負担 &lt;平成28年度実績&gt; 78棟(220戸)(3,321千円)</p> <p>2. 住宅耐震改修促進事業 戸建住宅の耐震改修費用の一部を補助する(兵庫県の補助事業の上乗せ補助)。 &lt;補助額・負担割合&gt; 耐震改修費用の1/4以内の額(上限100千円)を国1/2、市1/2で負担 &lt;平成28年度実績&gt; 19戸(1,900千円)</p> <p>3. 中規模多数利用建築物耐震診断補助事業 耐震改修促進法に基づき所管行政の指示対象となる一定の民間建築物の耐震診断費用の一部を補助する。 &lt;補助額・負担割合&gt; 耐震診断費用の2/3以内の額(上限2,400千円)を国1/2、県1/4、市1/4で負担 &lt;平成28年度実績&gt; 1件(1,033千円)</p>

## ②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	17,740	6,271	51,033	
需用費		17	13	耐震啓発用パンフレット等
委託料	2,684	3,321	3,090	簡易耐震診断業務委託
負担金補助及交付金	15,056	2,933	47,926	住宅耐震改修補助金等
旅費			4	旅費
人件費 B	11,333	11,357	14,351	
職員人工数	1.43	1.42	1.99	
職員人件費	11,333	11,357	14,351	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	29,073	17,628	65,384	
C 国庫支出金	8,735	2,960	20,353	社会資本整備総合交付金(補助率1/2)
県支出金	4,141	1,005	17,801	耐震診断事業補助等(補助率1/4)
市債				
その他	268	332	309	簡易耐震診断申込者負担金
一般財源	15,929	13,331	26,921	

## ③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	住宅の耐震化率							単位	%	
目標・実績	目標値	97	達成年度	37年度	26年度	—	27年度	—	28年度	—
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 簡易耐震診断推進事業では、当初予算を上回る申し込みがあり増額で対応した。住宅耐震改修促進事業では20戸の目標に対し19戸であった。中規模多数利用建築物耐震診断補助事業においても目標としていた1件の実績があった。									

## ④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>法改正(H25)により住宅等の小規模建築物についても耐震診断及び耐震改修の努力義務が課せられた。</li> <li>今後発生が予想される南海トラフ巨大地震等に備える必要がある。</li> <li>耐震化率の向上により人命を救うことに加えて、復興費用を軽減でき財政的にも貢献できる。</li> <li>耐震性が低く空家となり将来的に老朽危険空家等が増加することの未然防止につながる。</li> <li>耐震化率の向上により人命を救うことに加えて、復興費用を軽減でき財政的にも貢献できる。</li> </ul>
---------	--

## ⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	耐震化については、所有者が自らの問題として取り組む必要があるため、受益者負担がある。 (いずれの補助メニューにおいても受益者負担が生じる)
-----------------	--	--

## ⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	簡易耐震診断推進事業の他自治体の状況 ・兵庫県内の全市町で実施されている。 住宅耐震改修促進事業の他自治体の状況 ・兵庫県内の全市町で実施されている。 中規模多数利用建築物耐震診断補助事業の他の自治体の実施状況 ・兵庫県下では神戸市、姫路市、明石市、西宮市、芦屋市、三田市、川西市等で行っている。
---------------	---

## ⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務	簡易耐震診断推進事業は耐震診断員の派遣を業務委託しているが、市民に対する建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及等については、行政が行う必要がある。																								
委託等の可能性	<input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																									
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状		●				将来像		○				内容 耐震化に向けては、所有者等が自らの問題として取り組む必要があるが、行政が建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める必要がある。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状		●																								
将来像		○																								

## ⑧総合評価

総合評価	維持	尼崎市耐震改修促進計画における住宅の目標耐震化率は、平成37年度で97%としているが、平成25年度時点での耐震化率は89%である。目標の達成に向けて、簡易耐震診断推進事業をはじめ建築物耐震化促進事業での費用の一部助成など、市民の負担軽減をするとともに、市民への建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める必要がある。
------	----	---

## ⑨改善の方向性

今後の改善策	既存の建築物の耐震化において、それぞれの所有者等が地震に対しての防災対策を自らの問題として取り組むことが不可欠であり、市として耐震化の必要性を啓発することが非常に重要であるため、今後も建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めていく。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	空家対策推進事業費	8T37	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	空家等対策の推進に関する特別措置法		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	40 土木費
事業開始年度	平成26年度		項	30 都市計画費
施策	19 住環境		目	05 都市計画総務費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	建築安全担当
所属長名	梶井 巖夫		

①事業概要

事業実施趣旨	国の「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「尼崎市危険空家等対策に関する条例」に基づく取組みを行うことにより、所有者等による空家等の管理の適正化を図り、安心で安全な市民生活を確保する。
対象(誰を・何を)	市内の老朽危険空家等
求める成果(どのような状態にしたいか)	老朽危険空家等による周辺への様々な被害がなく、市民が安心して生活できること。
事業概要	国の「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「尼崎市危険空家等対策に関する条例」に基づき、所有者等による老朽危険空家等の管理の適正化を図る取組みにおいて、悪質不良物件の所有者等への対策強化(勧告、命令措置の推進)及び代執行の検討推進を行う。
実施内容	<p>1 尼崎市危険空家等対策審議会の運営(平成27年10月1日設置) 平成27年度 2回の会議開催 平成28年度 3回の会議開催</p> <p>2 老朽危険空家等についての市民相談 市民相談対応受付件数(「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「尼崎市危険空家等対策に関する条例」に基づく指導等) 平成27年度 125物件 158件 平成28年度 78物件 101件 ※その他所有者相談等 平成27年度 99物件 101件 平成28年度 148物件 150件</p> <p>3 老朽危険空家等の略式代執行 平成28年度 1件</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	13,588	4,023	30,400	
旅費	39	84	91	職員旅費
需用費	288	162	762	空家等対策事務用消耗品
委託料	12,582	3,451	11,160	行政代執行に伴う委託料
工事請負費	599	158	2,600	応急措置工事費
その他	80	168	15,787	空家関係備品購入費等
人件費 B	20,087	29,618	31,579	
職員人工数	2.26	3.45	3.71	
職員人件費	17,911	27,593	29,509	
嘱託等人件費	2,176	2,025	2,070	
合計 C(A+B)	33,675	33,641	61,979	
C 国庫支出金	12,640	1,128	6,600	社会資本整備総合交付金(補助率2/5)
県支出金			3,300	老朽危険空き家除却支援事業補助金
市債				
その他			8,900	行政代執行等に伴う実費弁償金
一般財源	21,035	32,513	43,179	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	日常生活を安心して過ごすことができていると感じている市民の割合						単位	%		
目標・実績	目標値	90	達成年度	29年度	26年度	59	27年度	59	28年度	54
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		市内の老朽危険空家等に関する問題については、多岐に渡る課題があることから、解決に至っていない案件がある。今後については、特別措置法及び条例等に基づく取組み等を行うことにより、所有者による空家管理の一層の適正化を図り、目標値の達成に努める。							

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	市内の老朽危険空家の倒壊、放火、ごみの不法投棄等の様々な被害は、市民等の生命、身体又は財産を脅かすものであり、本来は空家の所有者が解決すべきではあるものの、長年放置され解決に至っていないケースもあることから、平成27年に施行された国の「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「尼崎市危険空家等対策に関する条例」に基づき近隣に悪影響を与えている老朽危険空家等の所有者等に対して行政指導等を行うことにより、空家問題の解決を図ることが市民等の生活環境の保全と安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現のために必要であり、有効である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直し必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	行政代執行、応急措置等の実施に際しては、相手方が特定できる場合は、適正にその費用の請求を行っていく。
----------------	--	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	(1) 県内自治体の「空家条例」制定状況 神戸市、三木市、小野市等21市町(平成29年4月1日現在) (2) 国の状況 「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成27年5月26日より全面施行。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務	国の特別措置法及び条例に基づく老朽危険空家等への指導等に係る事務は、行政指導等となるため市が行うべき業務である。空家の所有者調査等については、相続の問題等専門的な知識が必要な業務であることから、将来的には専門業者等へ委託することも考えられる。																		
委託等の可能性	<input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																			
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域					現状	A	B	C	D	E	将来像	○					内容 空家問題については、本来は所有者が解決すべきものである。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																			
現状	A	B	C	D	E															
将来像	○																			

⑧総合評価

総合評価	<p><b>拡充</b></p> 「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「尼崎市危険空家等対策に関する条例」に基づき引き続き老朽危険空家等の所有者に対する指導等(勧告、命令など)を強化するとともに、悪質物件については行政代執行等を実施する。また、空家等の実態調査等の結果を踏まえ、空家等の解体を促進する施策や関係団体と連携し、市民への啓発を実施することにより、総合的・計画的に空家対策に取り組むため「尼崎市空家等対策計画」を策定する。
------	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	空家等対策の課題を解決するため、空家の適正管理及び利活用を促進する視点から、関係団体と連携した意識啓発や情報共有などの取組みによる効果的な手法を検討していく。
--------	---

# 平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	住宅貸付金収納事業費	9G2J	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	尼崎市住宅資金貸付条例		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	40 土木費
事業開始年度	昭和46年度		項	40 住宅費
施策	19 住環境		目	05 住宅管理費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	住宅管理担当
所属長名	岡西 勝義		

## ①事業概要

事業実施趣旨	住宅貸付金は、同和地区の快適な居住環境の整備改善のために実施した事業であり、償還計画に基づいて返済される償還金は平成34年度まで収納管理する必要がある。また、個々の事由により返済されない事案があり滞納金が発生している。
対象(誰を・何を)	住宅貸付金を償還中の債務者
求める成果(どのような状態にしたいか)	償還計画に基づいて返済される償還金の適正な収納管理及び個々の事由により発生した滞納金の解消
事業概要	住宅貸付金の債務者に納付書を送付し、償還計画に基づいた納付を推進するとともに、滞納者に対しては文書や電話などによる催告を行う。 平成23年10月から民間企業である債権回収会社へ全ての業務を委託している。
実施内容	納付書や督促状の発送により適正な収納管理を行い、電話や文書による催告により滞納の解消に努める。 平成23年10月から、新たな対策の一つとして民間企業の持つ効率的な収納管理や債権回収ノウハウを活用することを目的として、収納管理や催告などの業務全般を債権回収業者に委託している。

## ②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	4,740	3,413	4,528	
旅費		2	17	職員旅費
委託料	4,740	3,411	4,286	業務委託料
役務費			25	
備品購入費			200	
人件費 B	2,121	1,706	1,750	
職員人工数	0.27	0.21	0.22	
職員人件費	2,121	1,706	1,750	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	6,861	5,119	6,278	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	6,861	5,119	6,278	

## ③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	償還者数の減(償還中の債務者)						単位	人		
目標・実績	目標値	0	達成年度	34年度	26年度	78	27年度	75	28年度	61
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った									
償還期間の満了に伴う完済や繰上償還により債務者は減少している。										

## ④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	住宅貸付金の全額回収に努めるため、適正な収納管理による債権回収が必要である。住宅貸付金の新規貸付は平成8年度に終了しており、当初貸し付けた833人のうち772人が完済し、現在の債務者は61人まで減少している。
---------	--

## ⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、金銭消費貸借契約によって貸し付けた住宅資金の償還金を回収するものであり、受益者負担を求めることは適正ではない。
-----------------	--	--

## ⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	西日本を中心とした2府34県の501市町村が住宅貸付金収納事業を行っており、阪神間では西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市の4市である。民間委託は他都市であまり実績がなく、阪神間では宝塚市が一部の債権に限定して委託している。
---------------	---

## ⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	住宅貸付金は債権回収業者への委託が可能な金銭債権であり、平成23年10月から全ての業務を委託している。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E	内容
現状		●
将来像		○
金銭債権の回収であり、債権者である市が行うべき業務である。		

## ⑧総合評価

総合評価	維持	償還計画に基づいた納付の推進と文書や電話などによる催告により適正な収納管理及び滞納の解消に努め、平成23年10月からは、民間企業の持つ効率的な収納管理や債権回収ノウハウを活用するため、収納管理や督促、折衝などの業務全般を債権回収業者に委託しており、引き続き適正な収納管理及び滞納の抑制に努める。
------	----	---

## ⑨改善の方向性

今後の改善策	次の課題について、債権回収業者への委託により民間企業の持つノウハウを活用し、適正な収納管理や滞納の解消を図る。 ・債務者の高齢化による収入の不安定や債務者死亡などにより滞納金の増加が懸念される。 ・滞納者は償還計画に基づいた返済ではないため、長期化の恐れがある。 ・期間満了に伴い年々通常償還者が減少していき、全体に占める滞納者の割合が増加するため、収納率が低下していく。
--------	---

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	特定優良賃貸住宅供給促進事業費	9H2K	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律等		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	40 土木費
事業開始年度	平成5年度		項	40 住宅費
施策	19 住環境		目	10 民間住宅対策費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	住宅・住まいづくり支援課
所属長名	越智 寛		

①事業概要

事業実施趣旨	中堅所得者層向けの良質で適正な民間賃貸住宅の供給を促進するとともに、居住水準の向上を図る。
対象（誰を・何を）	市民、事業者
求める成果（どのような状態にしたいか）	中堅所得者層を対象者に、良質な住宅ストックの活用を図る。
事業概要	「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、中堅所得者層である入居者に対して、負担家賃額の一部を補助し、県公社又は民間指定法人が当該住宅を借上げ、又は管理を受託する。
実施内容	<p>特定優良賃貸住宅の入居者に対して、負担家賃額の一部を補助する。但し、毎年入居者の家賃負担額(入居者負担額)が3.5%ずつ上昇する制度であるため、年々、家賃補助額は減少している。</p> <p>■家賃減額補助金                  &lt;対象者&gt; 特定優良賃貸住宅への入居資格は同居親族を有する中堅所得者層等                  &lt;補助額&gt; 家賃と入居者負担額(制度上定められた額)との差額                  &lt;平成28年度実績&gt;                  0千円 ※全管理戸数94戸</p> <p>■住宅供給公社管理事務費負担金                  &lt;対象&gt; 住宅供給公社が家賃一括借り上げの管理形態をしている物件                  &lt;補助額&gt; 対象住宅全室の家賃の合計額の2%                  &lt;平成28年度実績&gt;                  710千円(3団地47戸)</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	7,258	942	0	
旅費	29	21		旅費
需用費	247	211		消耗品費等
負担金補助及び交付金	6,982	710		公社への事務費負担金等
人件費 B	1,902	1,520	994	
職員人工数	0.24	0.19	0.13	
職員人件費	1,902	1,520	994	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	9,160	2,462	994	
C 国庫支出金	561			家賃減額補助(補助率1/2)
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	8,599	2,462	994	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	特定優良賃貸住宅の管理戸数に対する補助対象戸数					単位	戸			
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	26年度	55	27年度	30	28年度	0
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った									
民間賃貸住宅家賃の低下に伴い、年々、入居希望者が減っており、特定優良賃貸住宅の用途を廃止し、一般住戸への転用が行われていることから、家賃補助対象数は減少し、平成28年度には0戸となった。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	事業開始当初の社会情勢から、中堅所得者層を対象者とした、良質な賃貸住宅の供給を促進するうえで、一定期間、建築費補助や家賃補助を行うことは有効であったが、現在では民間賃貸住宅家賃の低下に伴い、年々、入居希望者が減っており、特定優良賃貸住宅の用途を廃止し、一般住戸への転用が行われていることから、平成28年度から家賃補助対象戸数は0戸となった。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市においても、法令に基づき家賃減額に係る補助金を支出している。
---------------	--------------------------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像
内容	補助事業は市が行う事業である。

⑧総合評価

総合評価	完了	平成29年度をもって本事業は終了する。
------	----	---------------------

⑨改善の方向性

今後の改善策	入居者の家賃負担額の上昇に伴い、一般住戸への転用が行われている。一般住戸への転用後は、民間の自主管理に移行していく。
--------	--



平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	環境モデル都市 住宅エコリフォーム 助成事業費	9H3E	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	—		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市住宅マスタープラン2011(評価:無)		款	40 土木費
事業開始年度	平成26年度		項	40 住宅費
施策	19 住環境		目	10 民間住宅対策費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	住宅・住まいづくり支援課
所属長名	越智 寛		

①事業概要

事業実施趣旨	環境モデル都市として、住宅における品質・省エネルギー性能の向上を図り、環境に配慮した住まい・まちづくりを推進するため											
対象(誰を・何を)	市民											
求める成果(どのような状態にしたいか)	省エネ性能に課題のある住宅に対して、省エネ改修工事や同工事にあわせて実施する創エネルギー機器設置工事(エネファーム等)及びエコ住宅設備の設置工事(高断熱浴槽等)に要する費用の一部を助成することにより、環境に配慮した住まい・まちづくりを推進する。											
事業概要	持ち家の省エネ改修工事や同工事にあわせて実施する創エネルギー機器設置工事(エネファーム等)及びエコ住宅設備の設置工事(高断熱浴槽等)に要する費用の一部を助成する。											
実施内容	(1) 対象者 ① 助成金申請時に尼崎市に住宅を所有し、かつその住宅に居住していること ② 市県民税を滞納していないこと (2) 対象住宅 一戸建ての住宅、長屋建ての住宅又は共同住宅の住戸部分 (3) 助成対象工事											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象工事</th> <th>助成金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①窓の断熱改修工事又は窓ガラスの交換</td> <td>3,000円/箇所 ~ 20,000円/箇所</td> </tr> <tr> <td>②床、屋根・天井、外壁の断熱改修工事</td> <td>18,000円/㎡ ~ 120,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>上記、①、②の工事に加え、創エネルギー機器(エネファームなど)を設置する工事</td> <td>30,000円/式 ~ 70,000円/式</td> </tr> <tr> <td>上記、①、②の工事に加え、エコ住宅設備(高断熱浴槽など)を設置する工事</td> <td>3,000円/式 ~ 24,000円/式</td> </tr> </tbody> </table> ※市内業者が施工した場合は、助成金額が1.5倍	対象工事	助成金額	①窓の断熱改修工事又は窓ガラスの交換	3,000円/箇所 ~ 20,000円/箇所	②床、屋根・天井、外壁の断熱改修工事	18,000円/㎡ ~ 120,000円/㎡	上記、①、②の工事に加え、創エネルギー機器(エネファームなど)を設置する工事	30,000円/式 ~ 70,000円/式	上記、①、②の工事に加え、エコ住宅設備(高断熱浴槽など)を設置する工事	3,000円/式 ~ 24,000円/式	
対象工事	助成金額											
①窓の断熱改修工事又は窓ガラスの交換	3,000円/箇所 ~ 20,000円/箇所											
②床、屋根・天井、外壁の断熱改修工事	18,000円/㎡ ~ 120,000円/㎡											
上記、①、②の工事に加え、創エネルギー機器(エネファームなど)を設置する工事	30,000円/式 ~ 70,000円/式											
上記、①、②の工事に加え、エコ住宅設備(高断熱浴槽など)を設置する工事	3,000円/式 ~ 24,000円/式											
	(4) 申請件数 10件(市内事業者施工6件、市外事業者施工4件)											

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	0	1,105	0	エコリフォーム助成金
負担金補助及び交付金	0	1,105		
人件費 B	0	2,000	0	
職員人工数		0.25		
職員人件費		2,000		
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	0	3,105	0	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他		1,105		環境基金
一般財源	0	2,000	0	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	助成件数							単位	件	
目標・実績	目標値	50	達成年度	28年度	26年度	34	27年度	—	28年度	10
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input checked="" type="checkbox"/> 下回った									
	平成26年度、平成28年度共に、目標値の助成件数を下回った。(平成27年度は国が同様の助成制度を実施していたため、休止した。)									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	省エネリフォーム等に係る費用の一部を助成することは、環境モデル都市として、住宅における品質・省エネルギー性能の向上を図り、環境に配慮した住まい・まちづくりを推進する上で必要であり、有効である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	北九州市、札幌市及び京都市で省エネ改修工事に係る助成制度を実施している。
---------------	--------------------------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																		
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																		
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>○</td> </tr> </table> 内容 補助事業は市が行う事業である。		市民の領域 ↔ 行政の領域					現状	A	B	C	D	E	将来像				●	○
	市民の領域 ↔ 行政の領域																		
現状	A	B	C	D	E														
将来像				●	○														

⑧総合評価

総合評価	完了	本事業は財源に環境基金を充当しており、充当期間(3年)を経過したことから平成28年度をもって終了した。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	今後のエコリフォーム関連事業に関しては、空家の利活用施策の中で検討していく。
--------	--

# 平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	分譲マンション共用部分バリアフリー化助成事業費	9H3H	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	—		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市住宅マスタープラン2011(評価:無)		款	40 土木費
事業開始年度	平成26年度		項	40 住宅費
施策	19 住環境		目	10 民間住宅対策費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	住宅・住まいづくり支援課
所属長名	越智 寛		

## ①事業概要

事業実施趣旨	分譲マンションの共用部分のバリアフリー化改修費用の一部を補助することにより、地域における良好な住宅ストックとして、高齢期に適した住宅の整備、住環境の向上を促進するため。
対象(誰を・何を)	市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	当時バリアフリーの規定が無かった経年の分譲マンションの管理組合に対して、バリアフリー化に関する工事費用の一部を助成することにより、高齢期に適した住まい・まちづくりを推進する。
事業概要	分譲マンションの共用部分におけるバリアフリー化工事費について1棟あたりの事業費100万円を限度に、その3分の1を補助する。(1棟当り補助の上限は333千円)
実施内容	<p>(1) 対象者 1棟につき21戸以上の分譲マンション(平成5年10月1日以降に建築されたもので51戸以上のもの、及び平成14年10月1日以降に建築されたものを除く。)の管理組合</p> <p>(2) 助成対象工事 ①外部出入口等 ②床面 ③廊下等 ④階段</p> <p>(3) 助成対象工事例 ・ 出入り口などの段差解消のスロープ設置 ・ 共用玄関戸の引き戸への取り替え ・ 階段、廊下(傾斜部)に手すりの取り付け</p> <p>(4) 申請件数 2件(階段改造2件)</p>

## ②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	1,267	522	1,998	
負担金補助及び交付金	1,267	522	1,998	バリアフリー改修費助成金
人件費 B	1,427	2,000	1,989	
職員人工数	0.18	0.25	0.25	
職員人件費	1,427	2,000	1,989	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	2,694	2,522	3,987	
C 国庫支出金	317	130	499	社会資本整備総合交付金(補助率1/2)
の 県支出金	633	261	999	バリアフリー改修費助成(補助率1/2)
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	1,744	2,131	2,489	

## ③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	助成件数	単位	件
目標・実績	目標値 6	達成年度	28年度
		26年度	9
		27年度	5
		28年度	2

28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input checked="" type="checkbox"/> 下回った	平成27年度、28年度は目標値の助成件数を下回った。随時相談はあるが、管理組合側の都合で、申請に至っていない。
-----------------	---	---

## ④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	高齢者等の社会的弱者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くためのバリアフリー化は重要性が高く、高齢年の分譲マンションには、バリアフリー性能において課題を持つものがある。市がその改修費の一部を補助することにより、高齢者等の社会的弱者に適した住宅・住環境の整備を促進することによって、安全安心のまちづくりを進める必要がある。
---------	---

## ⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

## ⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	当事業は、県事業である「人生80年いきいき住宅助成事業」を市が主体となって実施しているものであり、近隣自治体である西宮市・伊丹市・芦屋市・神戸市・川西市・宝塚市の他、県下で広く実施されている。
---------------	--

## ⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○
	市民の領域 ↔ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状					●																				
将来像					○																				
内容	補助金交付事業であることから、市が行うべき事業である。																								

## ⑧総合評価

総合評価	維持	高齢者等の社会的弱者に適した住宅・住環境の整備を促進し、分譲マンションを地域における良好なストックとしていくため、引き続き実施していく。
------	----	--

## ⑨改善の方向性

今後の改善策	申請件数は減少傾向にあるが、申請を検討している管理組合から事業に係る相談は随時あることから、更なる周知に努めていく。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	建築指導関係事業費	8T2K	事業分類	法定事業
根拠法令	建築基準法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市建築物安全安心実施計画(評価:無)		款	40 土木費
事業開始年度	昭和40年度		項	30 都市計画費
施策	19 住環境		目	05 都市計画総務費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	建築指導課、建築安全担当
所属長名	山崎 勝司、梶井 巖夫		

①事業概要

事業実施趣旨	特定行政庁(尼崎市長)として、市内の建築物が適法な状態で維持されるよう違反パトロール等を行い、定期報告未提出者に対して指導等もを行っている。建築主事においては、建築物等の確認審査業務を行っているほか、設計者等からの建築基準法の解釈などの問い合わせに対応している。
対象(誰を・何を)	建築物、市民、事業者
求める成果(どのような状態にしたいか)	建築基準法に定める建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する基準を遵守することにより、市民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進がなされる。
事業概要	建築確認、中間・完了検査、建築許可、違反建築物の監視・指導、定期報告の受理、建築協定など建築基準法等に基づく各種の事務を行う。
実施内容	<p>【法定】</p> <p>1. 建築基準法等に基づく許可、認定及び承認          平成27年度実績:当初 71件 変更 1件          平成28年度実績:当初 63件 変更 2件</p> <p>2. 建築基準法に基づく違反に対する指導等          平成27年度実績:63件          平成28年度実績:62件</p> <p>3. 建築基準法に基づく道路の指定・解除          平成27年度実績:27件          平成28年度実績:22件</p> <p>4. 確認済証交付等事務(市確認済証交付事務及び指定確認検査機関確認報告処理事務)          平成27年度実績:当初 1,628件 変更 128件          平成28年度実績:当初 1,563件 変更 109件</p> <p>※上記4の件数には昇降機及び工作物を含む</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	3,792	2,806	2,475	
旅費	222	224	277	職員旅費
需用費	808	710	651	書籍事務費など
役員費	683	58	67	専門的業務賠償責任保険など
委託料	1,861	749	584	特定建築物定期検査委託など
その他	218	1,065	896	建築確認台帳管理システム整備事業費など
人件費 B	105,013	111,670	124,801	
職員人工数	12.53	13.43	14.87	
職員人件費	99,300	107,413	120,526	
嘱託等人件費	5,713	4,257	4,275	
合計 C(A+B)	108,805	114,476	127,276	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金	52			
市債				
その他	10,898	7,447	7,073	建築物確認申請等手数料
一般財源	97,854	107,029	120,203	

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	公園整備事業費	8W1A	事業分類	ハード事業
根拠法令	都市計画法、都市公園法		会計	01 一般会計
個別計画	緑の基本計画(評価:無)		款	40 土木費
事業開始年度	—		項	30 都市計画費
施策	19 住環境		目	25 公園費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	公園維持課、公園計画・21世紀の森担当
所属長名	春田 孝文、金子 智子		

①事業概要

事業実施趣旨	緑の基本計画を踏まえた適正な公園配置に基づき、公園の整備を実施する。本市の都市構造や社会情勢等を踏まえて公園配置を検討する必要がある。
対象(誰を・何を)	都市公園、子ども広場
求める成果(どのような状態にしたいか)	緑の基本計画に基づき、適正な都市公園等の整備を行う。
事業概要	都市景観の形成、安らぎの場の提供、レクリエーション、散策、大気浄化、防災など公園機能を果たすため、都市公園等を整備する。
実施内容	<p>【平成28年度主な整備内容】</p> <p>公有財産購入費:佐璞丘公園予定地          委託料:尼崎城址公園に係る測量業務委託          償還金、利子及び割引料:大気汚染対策緑地建設事業(元浜緑地)に係る償還金          都市計画決定後、長期間を経て事業化に至らない、公園・緑地の見直し方針の検討。          (平成28年度は人件費のみ)</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	252,538	216,185	127,329	
役員費		208		不動産鑑定評価料
委託料		489	1,414	測量委託料等
工事請負費	30,986		1,365	H27堺口基前公園整備事業 H29土地返還に係る施設撤去費
公有財産購入費		1,497		佐璞丘公園予定地購入費
償還金利子及び割引料	221,552	213,991	124,550	元浜緑地償還金
人件費 B	3,725	80	9,675	
職員人工数	0.47	0.01	1.22	
職員人件費	3,725	80	8,844	
嘱託等人件費			831	
合計 C(A+B)	256,263	216,265	137,004	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債	23,200			公園整備事業債
その他		210,000		公共施設整備基金
一般財源	233,063	6,265	137,004	

## 平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	臨海西部地区公園整備事業費	8W25	事業分類	ハード事業
根拠法令	—		会計	01 一般会計
個別計画	兵庫東流域下水汚泥処理事業に伴う周辺整備事業計画		款	40 土木費
事業開始年度	平成23年度		項	30 都市計画費
施策	19 住環境		目	25 公園費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	公園維持課
所属長名	春田 孝文		

### ①事業概要

事業実施趣旨	兵庫東流域下水汚泥処理事業に伴う地元への補償として、処理場に近しい国道43号以南、蓬川以西の地域において、周辺整備事業を行う。
対象 (誰を・何を)	魚釣り公園等
求める成果 (どのような状態にしたいか)	国道43号以南、蓬川以西の地域にある公園等を整備し、地域住民の憩いの場の創出と地区の環境改善を図り、地域住民の福祉の向上を図る。
事業概要	兵庫東流域下水汚泥処理事業に伴う地元への補償として、処理場に近しい国道43号以南、蓬川以西の地域において、地域住民の憩いの場の創出と地区の環境改善を図り、地域住民の福祉の向上に資することを目的に周辺整備事業（平成32年度まで）を行う。
実施内容	<p>【全体事業】 丸島地区埋立地施設整備及び臨海西部地区環境整備</p> <p>○事業期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丸島地区埋立地施設整備（魚釣り公園） 平成23年度～</li> <li>臨海西部地区環境整備 平成24年度～</li> </ul> <p>&lt;平成28年度実施状況&gt;</p> <p>魚釣り公園整備事業（魚釣り棧橋改修、親水施設整備（設計））</p>

### ②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	135,565	120,434	214,000	
役員費	37			H27建築確認申請手数料
委託料	20,812	3,940		設計委託料等
工事請負費	114,716	116,494	214,000	釣り棧橋改修工事等
人件費 B	4,517	8,718	3,288	
職員人工数	0.57	1.09	0.41	
職員人件費	4,517	8,718	3,288	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	140,082	129,152	217,288	
C 国庫支出金				
県支出金	135,565	120,434	214,000	兵庫東流域下水汚泥処理事業周辺整備委託金
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	4,517	8,718	3,288	

## 平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	公園維持管理事業費	8W31	事業分類	施設管理運営
根拠法令	—		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	40 土木費
事業開始年度	平成8年度		項	30 都市計画費
施策	19 住環境		目	25 公園費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	経済環境局	課	地域産業課
所属長名	三宮 直樹		

### ①事業概要

事業実施趣旨	都心地域の快適空間としての対象地域の維持管理を適切に行う。
対象 (誰を・何を)	アルカイク広場の一部(都ホテルニューアルカイク等の敷地の一部)
求める成果 (どのような状態にしたいか)	適切な維持管理を行うことにより、安全で快適な市民の憩いの場を継続的に提供する。
事業概要	都市拠点整備事業で整備した対象施設の維持管理を、隣接する公園維持課所管のアルカイク広場(都市公園)と一体的に行う。
実施内容	<p>対象施設の保護育成業務を業者に委託</p> <p>対象施設: 都ホテルニューアルカイク等敷地部分(880.21㎡)</p> <p>業務内容: 清掃、除草、灌水、芝生管理、樹木管理</p>

### ②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	382	382	553	
需用費			35	
委託料	382	382	518	アルカイク広場保護育成業務委託(都市ホテル等敷地分)
人件費 B	639	643	266	
職員人工数	0.09	0.09	0.06	
職員人件費	639	643	266	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	1,021	1,025	819	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	1,021	1,025	819	

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	公園維持管理事業費	8W31	事業分類	施設管理運営
根拠法令	都市公園法、尼崎市都市公園条例		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	40 土木費
事業開始年度	昭和31年度		項	30 都市計画費
施策	19 住環境		目	25 公園費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	公園維持課、公園計画・21世紀の森担当、河港課、道路課
所属長名	春田 孝文、金子 智子、柴田 俊樹、三方 清司		

①事業概要

事業実施趣旨	市民に安全で快適な公園及び子ども広場等を供用するため、適切な維持管理を行う。
対象 (誰を・何を)	都市公園、子ども広場及び道路植樹帯
求める成果 (どのような状態にしたいか)	公園緑地等それぞれの設置目的に応じて、都市景観形成、安らぎ空間創出や防災機能、レクリエーション機能などを提供し市民の安全及び快適な生活に寄与する。
事業概要	損傷・老朽及び劣化等に対して、公園緑地等を安全かつ快適に利用できるよう、パトロールや委託等により必要な維持管理を行う。
実施内容	<p>【管理対象数(平成28年4月1日現在)】 都市公園 344ヶ所、子ども広場 225ヶ所、その他緑地 121ヶ所、道路植樹帯 187ヶ所 リフレッシュポートあまがさき 1ヶ所</p> <p>【主な支出内容】 光熱水費 機械警備等委託料 公園等施設の修繕 公園等施設の改修工事(公園施設(遊具)長寿命化事業等) 公園・道路植樹帯等の保護育成委託料(剪定、害虫防除、清掃、除草等)</p>

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	873,359	867,409	902,283	
需用費	150,007	148,844	148,615	光熱水費、公園施設修繕費等
委託料	553,317	553,198	567,028	公園保護育成(剪定、清掃等)等
使用料及び賃借料	91,964	91,482	92,213	元浜緑地等借地料
工事請負費	75,311	68,495	90,781	大井戸公園他
その他	2,760	5,390	3,646	原材料費等
人件費 B	137,098	146,899	141,622	
職員人工数	17.66	18.20	17.50	
職員人件費	131,498	140,548	134,260	
嘱託等人件費	5,600	6,351	7,362	
合計 C(A+B)	1,010,457	1,014,308	1,043,905	
C 国庫支出金	13,500	11,000	20,000	社会資本整備総合交付金(補助率1/2)
県支出金	6,104	4,897	13,797	県港湾緑地維持管理委託金
市債	16,100	12,100	20,200	公園整備事業債
その他	20,118	18,966	18,143	競馬場周辺整備事業負担収入等
一般財源	954,635	967,345	971,765	

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	有料公園施設管理運営事業費	8W41	事業分類	施設管理運営
根拠法令	都市公園法、尼崎市都市公園条例		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	40 土木費
事業開始年度	昭和41年度		項	30 都市計画費
施策	19 住環境		目	25 公園費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	公園維持課
所属長名	春田 孝文		

①事業概要

事業実施趣旨	市民プール、野球場、テニスコート、陸上競技場等有料公園施設を適正に維持管理することにより、幅広い年齢層の利用が図られ、レクリエーション機能など都市公園機能を充実させている。
対象 (誰を・何を)	市民等・有料公園施設(野球場、テニスコート、プール、体育館、陸上競技場)
求める成果 (どのような状態にしたいか)	市民プールや野球場、テニスコートを適正に維持管理することにより、利用者の安全かつ快適な利用が確保され、都市公園機能の充実を図る。また市民の余暇の活用や健康の増進にも寄与する。
事業概要	有料公園施設の整備、改修等を行うことにより施設の適正な状態維持を行う。
実施内容	<p>【主な事業内容】 プールの運営管理委託</p> <p>【市民プール管理事業】 芦原公園市民プール、北雁替公園市民プールの夏季開催時の管理運営、機械警備等日常の施設管理</p>

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	41,325	39,720	41,288	
需用費	10,928	11,925	12,330	光熱水費等
役員費	959	676	698	通信運搬費
委託料	24,539	24,913	25,632	市民プール運営業務等
使用料及び賃借料	2,958			H27体育館施設案内予約システム利用料等
工事請負費	1,941	2,206	2,628	施設維持補修等
人件費 B	7,961	8,665	5,765	
職員人工数	1.13	0.99	0.68	
職員人件費	7,961	7,918	5,396	
嘱託等人件費		747	369	
合計 C(A+B)	49,286	48,385	47,053	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	8,139	8,678	9,372	市民プール使用料等
一般財源	41,147	39,707	37,681	

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	特定公園等指定管理者管理運営事業費	8W45	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市都市公園条例		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	40 土木費
事業開始年度	平成18年度		項	30 都市計画費
施策	19 住環境		目	25 公園費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	公園維持課
所属長名	春田孝文		

①事業概要

事業実施趣旨	特定公園の管理運営について、包括的に委託することにより市民サービスの向上及び事務の効率化を図るため、指定管理者制度を導入している。
対象 (誰を・何を)	市民等、記念公園、橘公園、小田南公園、猪名川公園、西向島公園、魚つり公園
求める成果 (どのような状態にしたいか)	特定公園の管理運営について、指定管理者に包括的に委託することにより、市民サービスの向上を図るとともに、事務の効率化を図る。
事業概要	指定管理者が都市公園全体を包括的に管理運営を行うことにより、効果的で効率的な施設運営が可能となり、管理運営経費の削減とサービスの向上を図る。
実施内容	<p>【指定管理期間】 平成24年度～平成28年度 5年間</p> <p>【指定管理者】 (1) 記念公園 : (公財)尼崎市スポーツ振興事業団 (2) 橘公園・小田南公園・猪名川公園・西向島公園・魚つり公園 : パークマネージメント尼崎</p> <p>【主な業務内容及び実績】 ・除草、樹木剪定など一般園地の管理 ・有料公園施設の予約管理、使用料の收受業務、公園内行為等許可業務 ・公園施設の維持管理</p> <p>(平成28年度 有料施設利用者数) ア 記念公園 770,901人 イ 橘公園 26,654人 ウ 小田南公園 18,770人 エ 猪名川公園 17,424人 オ 西向島公園 12,177人 カ 魚つり公園 39,358人</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	370,609	371,102	370,420	
委託料	370,609	371,102	370,420	指定管理委託料
人件費 B	2,570	1,787	5,554	
職員人工数	0.34	0.20	0.68	
職員人件費	2,570	1,600	5,369	
嘱託等人件費		187	185	
合計 C(A+B)	373,179	372,889	375,974	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	201,615	208,989	195,484	野球場等使用料
一般財源	171,564	163,900	180,490	

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	有料公園施設整備事業費	8W4A	事業分類	ハード事業
根拠法令	—		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	40 土木費
事業開始年度	昭和27年度		項	30 都市計画費
施策	19 住環境		目	25 公園費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	公園維持課
所属長名	春田孝文		

①事業概要

事業実施趣旨	安全で快適な有料公園施設を維持するため、有料公園施設の適正な改修工事を行う。
対象 (誰を・何を)	有料公園施設
求める成果 (どのような状態にしたいか)	老朽化した施設の改修を行うことにより、継続して有料公園施設等の安全且つ快適な利用が図れる。
事業概要	安全で快適な有料公園施設を維持し、またスポーツ振興・余暇活動を通じ市民の健康で文化的な生活に寄与するなど都市公園機能の充実を図るため、有料公園施設を整備する。
実施内容	<p>【平成28年度主な実施内容】 記念公園ベイコム野球場(女子トイレ、控え室、廊下)改修工事</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	15,359	5,095	241,200	
役員費			242	陸上競技場公認更新に係る手数料
委託料		1,739	4,000	改修工事に係る監督業務委託等
工事請負費	15,359	3,356	232,400	施設改修工事
備品購入費			4,558	陸上競技場公認更新に係る用具購入費
人件費 B	1,836	6,026	8,253	
職員人工数	0.42	0.73	0.90	
職員人件費	1,836	5,839	7,145	
嘱託等人件費		187	1,108	
合計 C(A+B)	17,195	11,121	249,453	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債	11,500		144,900	公園整備事業債
その他			20,000	toto助成金
一般財源	5,695	11,121	84,553	

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	市営住宅維持管理事業費	9G1A	事業分類	施設管理運営
根拠法令	公営住宅法、尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例			
個別計画	—			
事業開始年度	昭和25年			
施策	19 住環境			
会計	01 一般会計			
款	40 土木費			
項	40 住宅費			
目	05 住宅管理費			

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。				
局	都市整備局	課	住宅管理担当、住宅整備担当、市街地整備課、都市整備局企画管理課	所属長名	岡西 勝義、田村 昌信、久保田 隆弘、山野 俊秀

①事業概要

事業実施趣旨	住宅困窮者が健康で文化的な生活を営む為に整備した市営住宅の適正な維持管理等、引き続き行っていく。
対象 (誰を・何を)	住宅困窮者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	公営住宅法等の趣旨に基づき、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を管理し、これを住宅困窮者に対し、低廉な家賃で賃貸する。
事業概要	市営住宅の適正な維持管理を行うために必要な経費
実施内容	<p>○公営住宅システムの賃貸 当該システムにより、市営住宅の入居者情報、家賃、収納状況等を含めた全ての情報を管理している。</p> <p>○金楽寺住宅の借上げ 震災復興公営住宅として、UR都市再生機構からルゼフィール金楽寺町を20年間の期間を定めて賃貸し、借上災害復興公営住宅として入居者に転賃借している。 ・1棟 120戸 ・契約期間 平成10年8月13日から平成30年8月12日まで</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	182,838	177,131	208,409	
需用費	13,655	13,349	16,613	共益費(共用部分高熱水費)、消耗品費等
委託料	9,897	4,313	8,719	データ伝送処理委託等
使用料及び賃借料	157,864	157,379	156,953	金楽寺住宅借上料等
役員費	657	639	650	口座振替手数料等
その他	765	1,451	25,474	旅費等
人件費 B	58,991	67,811	65,204	
職員人工数	7.25	8.30	7.38	
職員人件費	51,526	60,404	56,337	
嘱託等人件費	7,465	7,407	8,867	
合計 C(A+B)	241,829	244,942	273,613	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	241,829	244,942	273,613	住宅家賃等
一般財源	0	0	0	

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	市営住宅維持整備事業費	9G1K	事業分類	ハード事業
根拠法令	公営住宅法、尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例			
個別計画	—			
事業開始年度	昭和25年度			
施策	19 住環境			
会計	01 一般会計			
款	40 土木費			
項	40 住宅費			
目	05 住宅管理費			

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。				
局	都市整備局	課	住宅整備担当	所属長名	田村 昌信

①事業概要

事業実施趣旨	経年劣化が進んでいる市営住宅が多くなってきており、それらの計画的な改修を着実に行っていく。
対象 (誰を・何を)	全ての市営住宅
求める成果 (どのような状態にしたいか)	外壁改修・付帯設備改修等により、市営住宅の適正な維持管理を行い、市営住宅入居者の良好な住環境の維持に寄与する。
事業概要	老朽化への対応や予防保全の観点から、新築時または前回改修時からの経過年数に応じ、外壁や屋上防水、給排水管、昇降機設備などを、計画的に改修する。
実施内容	<p>〈平成28年度改修実績〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁等改修工事(上ノ島第1・2号、稲葉荘)</li> <li>・屋上防水改修工事(西川第2、口田中、尾浜名月)</li> <li>・エレベーター改修工事(南武改良14号棟)</li> <li>・外壁剥落対策工事(常光寺改良)</li> <li>・給水管改修工事(上食満1・2号棟、長洲1・2号棟)</li> <li>・雑排水管改修工事(南武改良9・10号棟、西本町)</li> <li>・幹線プレーカー改修工事(長洲3・4号棟ほか)</li> <li>・その他改修工事(地中埋設ガス配管改修工事等)</li> </ul>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	297,851	522,018	429,145	
需用費	941	1,729	2,088	消耗品費
委託料	48,736	40,881	44,119	工事設計委託等
使用料及び賃借料	371	572	621	事務機リース等
工事請負費	247,683	478,710	382,163	外壁改修工事等
その他	120	126	154	
人件費 B	32,385	31,495	29,274	
職員人工数	4.00	3.85	3.92	
職員人件費	31,700	30,792	28,521	
嘱託等人件費	685	703	753	
合計 C(A+B)	330,236	553,513	458,419	
Cの財源内訳				
国庫支出金	67,667	90,175	72,951	社会資本整備総合交付金(補助率1/2)
県支出金				
市債	90,100	84,400	265,500	住宅建設事業債
その他	172,469	378,938	119,968	住宅家賃
一般財源	0	0	0	

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	特別賃貸住宅管理事業費	9G21	事業分類	施設管理運営
根拠法令	—		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	40 土木費
事業開始年度	昭和49年度		項	40 住宅費
施策	19 住環境		目	05 住宅管理費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	住宅管理担当
所属長名	岡西 勝義		

①事業概要

事業実施趣旨	中間所得者向けの公社住宅を確保し、本市の住宅行政をより幅広く推し進める。
対象 (誰を・何を)	尼崎稲葉荘団地
求める成果 (どのような状態にしたいか)	中間所得者向け住宅の良好な住環境の維持に寄与する。
事業概要	尼崎稲葉荘団地について、兵庫県住宅供給公社から受託し管理を行っている。
実施内容	公社尼崎稲葉荘団地について、兵庫県住宅供給公社と、住宅建設資金貸付契約を昭和49年度に、管理委託契約を昭和50年度に締結し、管理運営及び公課等の支払いを行っている。団地の管理については、南部指定管理者に平成19年1月4日から委託している。  <尼崎稲葉荘団地概要> ・建設年度 昭和50年度(昭和51年3月1日併用開始) ・管理戸数 40戸

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	7,381	8,869	0	
補償補填及び賠償金	4,687	6,175		空家家賃補填金
公課費	2,694	2,694		固定資産税、都市計画税
人件費 B	1,367	3,160	0	
職員人工数	0.15	0.34		
職員人件費	1,200	2,693		
嘱託等人件費	167	467		
合計 C(A+B)	8,748	12,029	0	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	8,748	12,029		住宅供給公社住宅管理業務住宅事業収入
一般財源	0	0	0	

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	市営住宅指定管理者管理運営事業費	9G2F	事業分類	施設管理運営
根拠法令	公営住宅法、尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	40 土木費
事業開始年度	平成18年度		項	40 住宅費
施策	19 住環境		目	05 住宅管理費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	住宅管理担当
所属長名	岡西 勝義		

①事業概要

事業実施趣旨	市営住宅を効率的かつ効果的に維持管理するために、指定管理者制度を導入している。
対象 (誰を・何を)	尼崎市営住宅、尼崎市営住宅入居者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	市営住宅の管理運営に指定管理者制度を導入し、効率的・効果的な管理運営を図る。
事業概要	市営住宅について、尼崎市を北部及び南部の2つに分け、それぞれ指定管理者を選定し、市営住宅の保守管理、緊急修繕、入居者対応等の市営住宅の管理運営を行っている。
実施内容	○指定管理者について 北部指定管理者 株式会社東急コミュニティー 大阪市中央区博労町3丁目2番8号 南部指定管理者 日本管財株式会社 西宮市六湛寺町9番16号 指定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで  ○指定管理者が行う業務の内容 ・募集等に関する業務 ・家賃等の収納に関すること ・市営住宅等の維持管理に関すること ・その他(入居者からの返還手続きに関すること等)

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	782,296	682,329	725,797	
委託料	782,296	682,329	725,797	指定管理者に対する委託料
人件費 B	14,624	13,616	15,486	
職員人工数	1.87	1.71	1.94	
職員人件費	14,064	13,149	14,840	
嘱託等人件費	560	467	646	
合計 C(A+B)	796,920	695,945	741,283	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	796,920	695,945	741,283	住宅家賃等
一般財源	0	0	0	



平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	指定管理者関係経費	9G2G	事業分類	施設管理運営
根拠法令	公営住宅法、尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例			
個別計画	-			
事業開始年度	平成18年度			
施策	19 住環境			
会計	01 一般会計			
款	40 土木費			
項	40 住宅費			
目	05 住宅管理費			

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	住宅管理担当
所属長名	岡西 勝義		

①事業概要

事業実施趣旨	指定管理者が市営住宅を管理運営するため、市が市営住宅管理センターを市域の北部及び南部に1ヶ所ずつ設置している。
対象 (誰を・何を)	市営住宅管理センター
求める成果 (どのような状態にしたいか)	北部及び南部に市営住宅管理センターを設置することにより、指定管理者の市営住宅の適正な管理運営及び入居者等の利便性の向上に資する。
事業概要	市営住宅管理センター(北部:さんさんタウン、南部:フェスタ立花)の賃借料、共益費等の管理経費の支出
実施内容	市営住宅管理センター所在地 ・北部 塚口さんさんタウン3番館 3階 南塚口町2丁目1番3-221号 ・南部 フェスタ立花 北館 4階 七松町1丁目2番1-401D号

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	10,405	10,330	10,381	
委託料	38	38	38	自動ドア保守点検委託(北部)
使用料及び賃借料	7,762	7,762	7,763	北部・南部管理センター賃借料
需用費	18	18	18	消耗品費
負担金補助金及び交付金	2,605	2,530	2,562	北部管理センター管理費用
人件費 B	848	1,267	1,639	
職員人工数	0.02	0.08	0.09	
職員人件費	195	613	716	
嘱託等人件費	653	654	923	
合計 C(A+B)	11,253	11,597	12,020	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	11,253	11,597	12,020	住宅家賃
一般財源	0	0	0	

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	市営住宅建替事業費	911U	事業分類	ハード事業
根拠法令	公営住宅法等			
個別計画	尼崎市住宅マスタープラン2011(評価:有)			
事業開始年度	平成23年度			
施策	19 住環境			
会計	01 一般会計			
款	40 土木費			
項	40 住宅費			
目	15 住宅建設費			

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	住宅整備担当
所属長名	田村 昌信		

①事業概要

事業実施趣旨	旧耐震基準により建設された市営住宅の老朽化への対応、耐震性能の確保及びバリアフリー化を図るため、計画的な建替等を進める。
対象 (誰を・何を)	旧耐震基準により建設された市営住宅
求める成果 (どのような状態にしたいか)	市営住宅の建替に伴い、耐震性能やバリアフリー性能など、一定質の確保された住宅を供給するとともに、管理戸数の漸減を図る。
事業概要	旧耐震基準により建設された市営住宅のうち、特に中層ラメン構造の市営住宅については、耐震性能やバリアフリー性能に課題があるため、土地の高度利用や集約化を図りながら、計画的な建替等を進める。
実施内容	<平成28年度実績> 当面、老朽化した市営住宅のうち、効率的かつ円滑な集約建替の可能性を考慮し、市営時友・西昆陽・宮ノ北住宅等を中心に建替事業を行う。 ・市営武庫3住宅第1期建替事業(時友住宅及び蓬川住宅2号棟)について、平成26年度にPFI事業者と契約を締結し、平成27年度には時友住宅1~3号棟の解体工事を完了した。平成28年度には、時友住宅1号棟及び蓬川住宅2号棟の建設並びに時友住宅4~6号棟の解体を完了し、時友住宅2号棟の建設に着手した。 ・市営武庫3住宅第2期建替事業(宮ノ北住宅)について、平成28年度にPFI事業者と契約を締結し、宮ノ北住宅1・3・5・7・9号棟の解体に向けた入居者の仮転が完了した。 ・市営武庫3住宅第3期建替事業(西昆陽住宅)について、PFIの手法による実施に向けたアドバイザー業務に着手した。

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	1,768,174	2,078,511	2,785,460	
需用費	3	5	889	消耗品等
委託料	28,872	89,833	22,564	PFIアドバイザー業務委託等
公有財産購入費	1,722,207	1,969,956	2,751,641	PFI事業費
補償補填及び賠償金	16,675	18,410	10,014	移転料等
その他	417	307	352	
人件費 B	26,087	29,696	29,249	
職員人工数	3.22	3.63	3.63	
職員人件費	25,536	29,033	28,578	
嘱託等人件費	551	663	671	
合計 C(A+B)	1,794,261	2,108,207	2,814,709	
Cの財源内訳				
国庫支出金	867,630	1,157,899	1,365,458	社会資本整備総合交付金(補助率1/2)
県支出金				
市債	838,300	744,400	1,355,900	住宅建設事業債
その他				
一般財源	88,331	205,908	93,351	

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	市営住宅耐震診断事業費	911Y	事業分類	ハード事業
根拠法令	住宅地区改良法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市住宅マスタープラン2011(評価:無)		款	40 土木費
事業開始年度	平成23年度		項	40 住宅費
施策	19 住環境		目	15 住宅建設費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	住宅整備担当
所属長名	田村 昌信		

①事業概要

事業実施趣旨	旧耐震基準により建設された市営住宅の耐震性能の確保に向けて、耐震診断を実施する。
対象 (誰を・何を)	旧耐震基準により建設された市営住宅のうち、建築年度が比較的新しく、エレベーターの設置が可能な中層の片廊下型住宅
求める成果 (どのような状態にしたいか)	耐震診断の結果を踏まえて、今後、耐震改修とエレベーター設置を行うことで、対象住宅の耐震性能とバリアフリー性能を確保する。
事業概要	旧耐震基準により建設された市営住宅の耐震診断を実施する。
実施内容	<p>&lt; 平成28年度の耐震診断実施住宅 &gt; 南武庫之荘改良住宅9・10・15号棟</p> <p>耐震診断の結果、南武庫之荘改良住宅9・15号棟は耐震性能が確保されておらず耐震改修が必要であること、10号棟は耐震性能が確保されていることが判明した。</p>

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	0	5,563	0	
委託料		5,563		耐震診断委託料
人件費 B	0	3,150	0	
職員人工数		0.39		
職員人件費		3,079		
嘱託等人件費		71		
合計 C(A+B)	0	8,713	0	
C 国庫支出金		2,765		社会資本整備総合交付金(補助率1/2)
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	0	5,948	0	

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	市営住宅エレベーター設置事業費	911Z	事業分類	ハード事業
根拠法令	公営住宅法等		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市住宅マスタープラン2011(評価:有)		款	40 土木費
事業開始年度	平成28年度		項	40 住宅費
施策	19 住環境		目	15 住宅建設費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	住宅整備担当
所属長名	田村 昌信		

①事業概要

事業実施趣旨	市営住宅のバリアフリー性能を確保するため、新耐震基準に基づいて建設したエレベーターのない片廊下型の住棟へのエレベーターの設置を進める。
対象 (誰を・何を)	新耐震基準に基づいて建設した(一部耐震改修予定の旧耐震基準に基づいて建設したものを含む。)エレベーターのない片廊下型の市営住宅等
求める成果 (どのような状態にしたいか)	高齢化等に対応するために、市営住宅のバリアフリー性能の確保を図る。
事業概要	新耐震基準に基づいて建設したエレベーターのない片廊下型の住棟へのエレベーターの設置を進め、バリアフリー化を図るとともに、尼崎市営住宅建替等基本計画における廃止住宅入居者の早期移転に対応できるようにする。
実施内容	<p>&lt;平成28年度実績&gt; 西本町住宅、口田中西住宅1号棟及び2号棟のエレベーター設置に係る設計業務等を行った。</p>

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	0	8,977	126,362	
旅費			5	
需用費			225	消耗品費等
役務費		478	132	適合性判定手数料等
委託料		8,499	6,000	設計、現場監理委託等
工事請負費			120,000	工事費
人件費 B	0	3,150	4,079	
職員人工数		0.39	0.50	
職員人件費		3,079	3,977	
嘱託等人件費		71	102	
合計 C(A+B)	0	12,127	130,441	
C 国庫支出金		4,248	63,066	社会資本整備総合交付金(補助率1/2)
県支出金				
市債		4,000	63,000	住宅建設事業債
その他				
財源内訳 一般財源	0	3,879	4,375	

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	富松住宅維持管理事業費	9L1B	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立富松住宅の設置及び管理に関する条例		会計	01 一般会計
個別計画	-		款	40 土木費
事業開始年度	平成25年度		項	40 住宅費
施策	19 住環境		目	35 富松住宅管理費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	住宅・住まいづくり支援課
所属長名	越智 寛		

①事業概要

事業実施趣旨	富松住宅敷地内で生じた人身・対物事故に対応するために、施設の所有者(管理者)である市が賠償責任保険に加入する。
対象(誰を・何を)	富松住宅入居者
求める成果(どのような状態にしたいか)	敷地内で人身・対物事故が生じた場合、保険により補償する。
事業概要	富松住宅の施設賠償責任保険料
実施内容	富松住宅は、これまで尼崎市民共済生活協同組合が建物を所有(土地は市の普通財産)し管理してきたが、消費生活組合法の改正に伴い事業継続できなくなったことから、平成25年4月1日に富松住宅事業を同組合から市に承継し、市が管理・運営している。 富松住宅敷地内で生じた人身・対物事故に対応するために、施設の所有者(管理者)である市が賠償責任保険に加入する。  補償内容 身体 1名100,000千円 1事故500,000千円 財物 1事故20,000千円

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	65	65	66	
役務費	65	65	66	施設所有者(管理者)賠償責任保険料
人件費 B	476	480	477	
職員人工数	0.06	0.06	0.06	
職員人件費	476	480	477	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	541	545	543	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	65	65	66	富松住宅家賃
財源内訳 一般財源	476	480	477	

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	富松住宅指定管理者管理運営事業費	9L1F	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立富松住宅の設置及び管理に関する条例		会計	01 一般会計
個別計画	-		款	40 土木費
事業開始年度	平成25年度		項	40 住宅費
施策	19 住環境		目	35 富松住宅管理費

施策の展開方向	(19-2) 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組む。		
局	都市整備局	課	住宅・住まいづくり支援課
所属長名	越智 寛		

①事業概要

事業実施趣旨	富松住宅の管理にあたって指定管理者制度を活用しており、その指定管理経費である。
対象(誰を・何を)	富松住宅入居者
求める成果(どのような状態にしたいか)	富松住宅の適正な管理とともに、概ね10年間の住替えの完了
事業概要	指定管理者による富松住宅の管理運営経費
実施内容	富松住宅は、これまで尼崎市民共済生活協同組合が建物を所有(土地は市の普通財産)し管理してきたが、消費生活組合法の改正に伴い事業継続できなくなったことから、平成25年4月1日に富松住宅事業を同組合から市に承継し、市が管理・運営している。 富松住宅の管理・運営は、指定管理者である富松ナビみらい(株)大道プロミネンス、(株)地域環境計画研究所、(株)ゼフィア、(合資)マツシティの4社グループが実施している。指定管理期間は平成28年度から平成30年度までの3年間である。  富松住宅総戸数 150戸(5棟) <入居戸数> 平成25年3月31日 115世帯 平成26年3月31日 105世帯 平成27年3月31日 92世帯 平成28年3月31日 84世帯 平成29年3月31日 77世帯

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	12,040	10,102	13,794	
委託料	12,040	10,102	13,794	指定管理者に対する委託料
人件費 B	1,189	2,079	3,450	
職員人工数	0.15	0.26	0.44	
職員人件費	1,189	2,079	3,450	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	13,229	12,181	17,244	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	12,040	10,102	13,794	富松住宅家賃
財源内訳 一般財源	1,189	2,079	3,450	